

Title	「阿蘭陀通詞」の語学学習について(下) : 洋学教育史研究のために
Sub Title	On learning of western languages by "Orandatsuzi : Japanese official interpreters of western languages in the Tokugawa period" (III)
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1971
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.11 (1971.) ,p.51- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000011-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「阿蘭陀通詞」の語学学習について(下)

—洋学教育史研究のために—

On Learning of Western Languages by “Orandatsūzi

—Japanese Official Interpreters of Western Languages
in the Tokugawa Period” (III)

田 中 克 佳
Katsuyoshi Tanaka

はじめに

本研究の(上)、(中)として、本紀要第8号、第10号に発表した分の梗概にかえて、目次を示す。

一 序 章

二 阿蘭陀通詞の発生についての考察——(一)南蛮貿易時代に成立した基盤……(二)阿蘭陀通詞役職の発生について……(三)当初の「阿蘭陀通詞」達など
(以上、本研究(上)、大社紀要第8号)

三 「阿蘭陀通詞」の職階——(一)諸職階の成立……(二)成立した各職階の内容

四 通詞諸家の成立経過(『明和8年書上由緒書』に拠る分析)——(一)明和8年書上由緒書に拠る、通詞家の成立経路……(二)阿蘭陀通詞、語学学習の形式的段階

(以上、本研究(中)、大社紀要第10号)

本稿は、この研究の(下)である。従って、章を示す数字は、上記の続き番号であることを、まず、お断りしておく。

五 阿蘭陀通詞の語学学習の実際について

さきにも触れたように、阿蘭陀通詞の役職は、なによりもまず、語学力によって支えられたものであり、また、通詞職が、利権を伴う世襲職であった以上、通詞諸家において、語学の教授=学習が、意図的に行なわれなかったわけではない¹⁾。しかし、この為の組織的教育が考えられ、企てられたということを、阿蘭陀通詞職成立の当初に見出すことは出来ない。当事者・関係者の必要・

要求が、歴史の経過する中で、積み上げられ、然るべき時節の到来までの基盤を、自然発生的に形成していったというべきであろう。鎖国後かなり後の時代まで状況は、こうしたものであったと考えられる。

(一) 奉行による語学学習の命令・奨励・吟味と通詞

もともと通詞は、出島に生活するオランダ人の日常生活の必要に応え、貿易時期における諸交渉・諸活動に関与し、貿易時期にもたらされる海外情報たる「阿蘭陀風説書」を翻訳し、商館長の江戸参礼の御用を助け、オランダ側からの、幕府・奉行への訴えを伝え、また幕府・奉行からくる伝達・命令をオランダ側に伝え、日本側の輸入依頼品目を翻訳し、キリシタン宗敵禁の取締りに関与し、臨時の日本側、オランダ側の意志疏通を仲介する、などを、その主な年中行事的役目としていた以上、目・耳・口の能力、すなわち、読み・書き・話す能力を獲得することは、役目上の必然的要請であったと考えられる。しかし鎖国直後の語学知識・能力の蓄積状況は、耳と口の能力、すなわち「口の通弁」が、通詞の能力の大半を代表するものであったと考えられる。南蛮貿易時代以来の事情から、ポルトガル語に関しては、少し考慮さるべきであろうが、特にオランダ語に関してはそうであったと考えられる。すなわちその役目の大半は、オランダ人との直接的な面晤によって果されうるものであり、双方の、ポルトガル語、オランダ語、日本語の使用能力²⁾に支えられて果されたものと思われる。

そこで横文字を直接に読み、あるいは駆使せざるをえ

ない場合の用件は、如何に果されたであろうか。推測によるしかないが、例えば、オランダ側からの風説書、バタビア総督からの書翰など、ポルトガル語ないしオランダ語で、オランダ人側が読み聞かせ、あるいは口頭で伝え、通詞は、耳からきいて日本語化する。逆に、日本側からの命令・伝達は、日本語を通詞が口訳し、オランダ人側は、耳で理解して、横文字化する。当初は、こうした場面の連続ではなかったろうか。こうした交渉の中で、心ある当事者において、知識・能力の蓄積が果されていったのではないだろうか³⁾。

オランダ通詞の横文字学習について、『蘭学事始』は、「国初より前後、西洋のことにつきてはしかじかのことありて、すべて厳しく御制禁仰せ出されしことゆゑ、渡海御免の和蘭にても、その通用の横行の文字、読み書きのことは御禁止なるにより、(中略)ただ一人横行の文字読み習ひたしといふ人もなかりしなりき。然るに(中略)有徳廟(吉宗のこと……註)の御時、長崎の和蘭通詞(中略)申し合せて談ぜしは、これまで通詞の家に一切の御用向取扱ふに、かの文字といふものを知らず、ただ暗記の詞のみを以て通弁(中略)あまりに手薄き様なり。なにとぞ我々ばかりも横文字を習ひ、かの国の書を読むべきこと御免許(中略)なし下されたき旨、公へ願ひ奉りしに(中略)速かに御免を蒙りしとなり。これぞ和蘭渡来ありてのち百年余にして横文字学ぶことの初めなるよしなり。」(緒方富雄校註本、岩波文庫、pp.12~13。以後、『蘭学事始』はこれに拠る。)

と書いている。このことが事実と反するものであったことについては、夙に、先学⁴⁾の指摘されていることである。本章の註1に引いた史料「他の通詞らは自分の死後その子が代りとなることを望んでポルトガル語とその書き方を熱心に教えている。」にもみられるように、横文字学習も、当然に行なわれたと考える方が自然である。通詞の役目から考えても、横文字を学んだことは、当然の成行きだと考えられる。そしてまた、事実、横文字学習への奉行からの働きかけ、通詞自身によるその表明も、確かになされている。次に、これらを整理してみることにする。

(1) 奉行の語学学習命令・奨励

① 1673(延宝元)年1月9日——この日の『日記(板沢)』に、次の記事があるという。

「長崎奉行(牛込忠左衛門)の命令で、10才位から12才位までの少年数名を、毎日出島に遣して、館員につい

てオランダ語を読むことと書くことを稽古させることになった⁵⁾。」(板沢武雄：日蘭文化交渉史の研究、p.133)(以下、板沢：交渉史、と略す)

② 1715(正徳5)年6月、奉行大岡備前守より達しの通詞勤方の規定「阿蘭陀方通事法度書」⁶⁾に。

「一 大小通詞は不及中、口稽古の者に至る迄、都て通詞は要用の役儀に候、就中大小通詞は通弁能致し、或は阿蘭陀文字読書し候等の儀共専用の事に候、且又其身持不正しては、其役儀不相応の儀に候、向後御法度の条々堅相守、厳密に可相務候事」

「一 通事の事は不及申候得共、口の通弁専要の事に候の条、平日稽古不可有油断、阿蘭陀文字の読書共、仕習候様に可相心得候事

附 口の通弁能、阿蘭陀文字の読書等も精出し、相勸て鍛錬の者於有之は、其年令に無差別可有褒美候事

一 自今以後大小通詞の内人数不足出来候節は、阿蘭陀口能通し、文字の読事をも相心得候者共の内を以、吟味の上可申付之候、雖然、其人柄不宜においては、尤吟味に及ふへからず候、縦ひ通詞家筋の者たりといふとも、其業未練においては是又不可及吟味、只今宜者の儀は、其子供に至りても、親の務に随事可然可申付儀には候得共、其身畢竟未練にては、大小通詞には難成事に候条、此等の趣常々相心得、稽古可為専要候事」⁷⁾(『通航一覽卷之148』)

ここには、明らかに、横文字学習のことが、奨励されている。

③ ちなみに、大槻如電⁸⁾原著、佐藤栄七増訂、『日本洋学編年史』(昭40)(以下『編年史』と略す)には、『蘭学事始』の、「これぞ和蘭渡来ありて後百年余にして横文字学ぶ事の初め」(p.13)の時期を、1745(延享2)年としてある⁹⁾。

(2) 通詞提出の起請文

1671(寛文11)年9月晦日付の、阿蘭陀通事共の起請文に、

「一 私共儀、阿蘭陀通事役被仰付難有奉存候上は、弥無油断阿蘭陀詞稽古可仕候、若言葉不通儀候は、仲間をして致吟味、常々精入可申候事」

「一 阿蘭陀文字、南蛮文字書面の通、何様の儀にても無繕有体に和解可申上候事」¹⁰⁾

(以上、『通航一覽卷之148』)

この起請文だけからは、横文字学習の確実な証拠は得られないように思われる。つまり、前記のように推測す

る時、片仮名だけによる学習を考えることも出来るからである。

(3) 語学力の吟味(試験)

出島関係者を相手に、何度か語学力の吟味(試験)が行なわれている。試験は、通詞職登庸、昇任への有力な機会でもあった。次に、この吟味にかかわる史料で、管見に触れたものを整理してみる。

① 1666(寛文6)年:「曾祖父榎林新五兵衛儀御当地之者承応年中、出嶋出入被仰付置候処、明暦二甲年(黒川守兵衛様 甲斐庄喜右衛門様)御立合之節、稽古通詞被仰付、寛文六年年(松平甚三郎様 川野権右衛門様)御立合之節、出嶋出入之者三百人余被召出阿蘭陀詞御吟味被遊候処、通弁相勤候=付右新五兵衛拾八歳ニ而即時=小通詞役被仰付(以下略)」「(『明和8年書上由緒書』、榎林重右衛門書上分に拠る。) ¹⁰⁾(・点、引用者。以下同じ)

② 1695(元禄8)年:「曾祖父今村市兵衛(英生のこと……田中註)儀、元禄八亥年(近藤備前守様 近藤備中守様)御在勤の節、八月十五日右御両所様御家老八十嶋武兵衛殿山内文右衛門殿並御医師御老人御同道にて出嶋かひたん部屋へ御出市兵衛儀被召出両かひたん、へとる外科阿蘭陀人大小通詞立合阿蘭陀詞御吟味並外治通弁の儀御聞被成無滞相勤申候処、同月十九日被召出稽古通詞被仰付、翌元禄九子年六月廿六日(近藤備前守様 近藤備中守様)御在勤の節、小通詞被仰付(以下略)」「(寛政5年4月、今村文十郎書上由緒書 ¹¹⁾、に拠る。なお、『明和8年書上由緒書』の、今村家書上分には、この吟味の記述はない。)

③ 1708(宝永5)年:「父善右衛門儀、宝永元年石尾河波守様御在勤之節、内通詞小頭被仰付相勤居申候処、同子年(赤井謙政守様 別所播磨守様)御在勤之節、薩摩之国屋久島江漂来仕候異国人御当地江被差送候節、南蛮話通弁之者御吟味被遊候節、右通達人数之内被召出、其節、出嶋平日出入御赦免被遊候」(『昭和8年書上由緒書』、西敬右衛門書上分に拠る。)

④ 1715(正徳5)年:前掲(田の(1)の②)の「阿蘭陀通詞法度書」には、

「一 自今以後大小通詞の内、人数不足出来候節は、阿蘭陀口能通し、文字の読事をも相心得候者共の内を以、吟味の上可申付之候、雖然、其人柄不直においては、尤吟味に及ぶへからず候、縦ひ通詞家筋の者たりといふとも、其業未練においては是又不可及吟味、只今宜者の儀は、其子供に至りても、親の務に随事可然可申付儀には候得共、其身畢竟未練にては、大小通詞には難成事に候条、此等の趣々々相心得、稽古可為

専要候事」(『通航一覽卷之 148』)

と、通詞職昇進の為の必須条件としての語学力試験及び受験の資格等が、詳しく述べられている ¹²⁾。

⑤ 1768(明和5)年11月29日の『日記(板沢)』の記事に、

「奉行石谷備後守が商館長に命じて通詞全部のオランダ語を試験せしめたことが見える。先づ最近任命された通詞からはじめて、大通詞小通詞及び稽古通詞まで及ぼすといふことで商館長は面倒くさがって書いている。』(板沢武雄:蘭学の意義と蘭学創始に関する二三の問題(田),『歴史地理』第59巻第5号, p.26)(以下、板沢:二三の問題,と略す。)

⑥ 1778(安永7)年2月17日の『日記(板沢)』の記事に、

「商館長江戸の参府の留守を預る次席館員の Herman Köhler が(中略)奉行所役人列席のもとで稽古通詞および特定の通詞のオランダ語の試験をし(略)」(板沢:交渉史, p.136)(前項⑤の論文の p.26にも、同内容の記事がある。)

(4) 其他、幕府・奉行とかかわって、語学力増進に関連することを備考として、付しておく。

① 1675(延宝3)年5月28日付、長崎奉行宛オランダ側の書翰に、

「一 われわれおらんだ内へ、すこしのくちをもぞんじたるものを、ぎょいのよしにてゑらびのけられ候、とうじこれあるつうじ共、おらんだのくちをしかとぞんぜず候へは、なにことを申あげたく候へともまかりならず、めいわくにぞんじたてまつり候、ねがわくはおらんだ人に御しゃめんをかうぶり候は、日本のくちをすこしづゝしらせ、しぜんのときのために、しかるべきかとぞんじたてまつり候」 ¹³⁾(『通航一覽卷之 157』)

とある。これに対する日本側の返事は、同年9月20日付で、

「ことば、つうじかね候よし、承りとゞけ候。きょねんより、おらんだことば、よくおほへ候ものを、つうじやくに、仰付られ候あいだ、おうかたのぎは、つうじ申べく候。(中略)おらんだ人のうち、日本ことば、おほへ候ものを、其方より、つうじやくにいたされたきのよし、もつともにおほしめし候。此以後は、御ゆるし被成候」 ¹⁴⁾(古賀十二郎:長崎洋学史(上), pp.53~54, 所引)

という、オランダ側への日本語学習の許可であった。古

賀氏は、これによって、蘭館に日本語の通弁役ができたとは考え難い。通詞たちの阿蘭陀語研究に一つの刺戟とはなつたと考えたいとしておられる。

② 1768(明和5)年11月29日の『日記(板沢)』の記事に拠れば、

「奉行石谷備後守は商館長に対して通詞のオランダ語の力を絶えず注意して、随時報告せられたいと申し入れた」¹⁵⁾

とある。

③ 1778(安永7)年の2月から3月にかけての『日記(板沢)』に拠ると、

「商館長江戸の参府の留守を預る次席館員の Herman Köhler が稽古通詞にオランダ語を教えたり、試験したりしている。すなわち2.17の条には、出島の乙名の部屋で Vlissingen の簿記を教授し、2.19の条には、奉行所役人列席のもとで稽古通詞および特定の通詞のオランダ語の試験をし、2.25の条には、助役の Grøenberg をして教授させ、2.28, 3.1, 3.7の条々にも来島学習した記事が見える。」¹⁶⁾

とある。

(註)

1) 『長崎オランダ商館の日記』(村上直次郎訳、岩波書店) (1641.6.25から1654.10.31まで。以下、『日記』と略すが、他の訳者あるいは他の期間に属する場合は、訳者名を付して区別する。例えば、板沢武雄訳の場合、『日記(板沢)』といった風に。)の、1644.5.25の記事に、(南部一件で、オランダ人10名の通訳を勤めた孫兵衛殿、伊兵衛殿を除いた、長崎の一田中註)「他の通詞らは自分の死後その子が代りとなることを望んでポルトガル語とその書き方を熱心に教えている。彼らはオランダ人が益々尊重され、貿易は拡大することを信じているからである」とある。

ここで、「ポルトガル語」とあるのは、やがてオランダ語中心へと変わってゆくにしても、鎖国直後の対西洋交渉の中心的通用語は、依然としてポルトガル語であったからである。

2) 日本人側の使用可能語については、本研究(上)(本紀要第8号、p.73)に少し触れたが、オランダ側の日本語能力の一端を窺えるものとして、『日記』の1641.10.22に、「賄方助手ヒッケ・エルセルトは日本語に相当熟達し」とある。

3) ① 幕府・奉行の命令書の翻訳にかかわって、以上の事情を推測する材料を、『日記』によって探ってみる。

○1643.12.21: 陛下の命令書を送られ、これを我らに就聞かせ、また完全に我らの國語に訳すことを命じ、今日我らを彼の邸に招いて、陛下並に重臣の意志を正しく了解したかを尋ねた上、更に差図すると伝えた。

○1648.11.6: 正午、スヌク君と共に権八殿の邸に行き、筑後殿と両奉行の前に呼出されて次の文を読み聞かされ、通詞がそれを口訳した。(中略)裏面にポルトガル語訳文を添えた日本語文書に署名して提出すると答えて島に帰った。

○1652.5.22: 通詞ら来訪。陛下の命により(略)予に渡された会社(略)に関する規則の翻訳は、通詞助左衛門や吉兵衛の病気のため遅れたが、そのために明日一同商館に来る旨、話した。

○1654.3.19: 皇帝の命令書(略)を与えられ、(略)命令書は通詞にオランダ語に翻訳させるために受取って退出した。

○同.3.25: 19日宮中で下された陛下の命令を認めたものを渡し、通詞に緩々読んで翻訳し、予に渡すことを命ぜられた。

○同.5.13: 八左衛門外通詞一同来館、皇帝の命令書と、尾張、美濃両侯と筑後様の注文書をオランダ語に訳することを命じた。

○同.6.11: 今日通詞一同を召集したが、八左衛門と孫兵衛のみが(略)来たので、(略)尋ねたところ(略)翻訳は、吉兵衛が外出するようになって始めると言った。

○同.7.2: それから江戸からの書類の翻訳にかかったが、去る3月19日宮中で渡された文書は(略)。

〔板沢武雄氏は、「二三の問題」の中で、『日記(板沢)』の1644.8.2の記事に、

「通詞Koffioyedonne, Dimbioyedonne(猪股伝兵衛か)等が長崎奉行馬場三郎左衛門よりの命を受けて蘭館に至り、台湾其の他天主教関係の事情を商館長に尋ね、その聞書をとった。そのところにdit voorver, haelde wird by de tolken in geschrift gesteld dat ons deden onderteeckneenとあり、前後の関係から通詞の手によりて蘭語にて認められ、それに商館長が署名したやうに考へられる。」(p.19)

とっておられるが、果して如何なものであろうか。

なおまた、1787年段階に関して

「日本官憲からオランダ商館長に与へた重要な公文書は日本文の正文に通詞(年番訳司)の訳文を添へた。海牙文書館所蔵のものに包紙に『天明七年(1787…田中註)末八月十七日於御年番所御渡被成候砂糖直段之儀ニ付被仰渡候御書付老通』と題した奉書巻紙に認めたものがある。

(書付の全文略す。一田中)

右訳文は印刷に困難故省略するが、相当複雑な文書を語法綴字等は多少いかにがはしい所もあるが、立派に毛筆で書いてある。署名の通詞は Nisikijemon, Katsjemon, Jokoozaek, Namra Motuisiroo, Kobajasi Simbe, N.Z.B. Zimby, Sige Sesnoskii, T.L. Monsuro, Motogi Enosin, である。このうちの誰かの起草にかかったものと思ふ。(同上書、pp.20~21)

と述べられている。]

② 「阿蘭陀風説書」の翻訳にかかわって、これを探ってみる。

1) 『日記』の中に。

○1641.7.24: (オランダ側が奉行に風説を伝え、それをもとに奉行は長い文書を作り、それに)誓約した通詞三人と会社の通詞二人とが、我らから聞いた風説である旨を記して署名した。()内、田中要約)

○1641.11.8: 書翰及び口頭で得た海外の情報を奉行に通知することを命ぜられ、直ちに通詞に話した。

なお、板沢氏に拠れば、「阿蘭陀風説書」の起源として、1643年を、文献に現われた、極めて早い方に属するものとされている(古賀十二郎氏も同様。『長崎洋学史(上)』、p.63)が、『日記』のこの記事は、さらに早い

時期を示すものにならないか。(板沢:交渉史, p.183 参照。)

2) 『通航一覽』「阿蘭陀因部 ○御奉公筋」(巻246~248)の中に、延宝3(1675)年7月5日から、享保5(1720)年7月22日までの、45通ほどの風説書が掲げられているが、その大半が、

「右之趣、二人之カピタン立合申聞候通、和解差上申候、以上通詞署名」(傍点、田中、以下同じ)

と大同小異の締めくくりの形式を用い、元禄3(1690)年8月22日のもののみが、

「右之趣、二人之カピタン読聞せ候通、和解差上申候、以上通詞共」

となっている。そして、この「読聞せ」という表現が、事実のリアルな表現であるとみれば、本文の推測は、より確かなものとなるように思われる。

③ その他、「日記」の記事を探ってみる。

○1648.9.22:朝、前記の弁明書を通詞が日本語に訳し、スヌーク君が署名した。筑後殿に招かれて三郎左衛門邸に行き、(略)帰館後通詞に弁明書中明瞭でないところを改めさせ、スヌーク君の署名を付し(略)。

○1652.4.13:正午過ぎ通詞伝兵衛が奉行の命を受けて、二通の書翰を奉行邸で読むためにオランダ人二人の派遣を求めた。右の書翰は(略)難破した南京船臨検の時に発見され(略)。(直ちに商館員二人を遣わした。そして…田中註)右書翰が二通ともオランダ人のものであることを知った。

○1652.11.29:安海の船が既に出帆の準備を終ったので、総督閣下とタイオワンの長官並びにファン・デル・ブルフ君宛の書翰とその日本語訳文に、通詞たちと予と署名したものを添えて、喜右衛門殿に差出し、同船に托する許可を求めたところ、速かに返されたので(略)。

以上、材料を集めてみたが、確定できるほどのものはないように思われる。従って、あくまで、推測としてしか組み上げられない。なお、古賀氏は、前掲書、pp.63~64において、「風説書は、当初余程重く視られたもので、この風説書を作成するのが、通詞たちの重要な任務であった。これは、甲比丹より聴取するのであるが、概ね内容が簡単でなく、中には甚だ複雑で且つ分量が多いので、甲比丹に於てはその手許に内容の手取を作成して、之を話し聞かせ、或は其手取を示して、之を書取らせ翻訳せしめた筈と思ふのである。

長崎の蘭訳司中山氏の裔孫の家に、風説書が遺存してゐる。その中には、紅毛甲比丹の歎願書なども収めてある。例へば、延宝4辰(1676…田中註)11月21日附『阿蘭陀文字ニ而かひたん御訴訟申上ル和ケ』とある。これは甲比丹の蘭文にて記せる願書の翻訳文で、奥書にも、『かひたん文字を以て御訴訟申上候趣』云々とある。これも亦蘭文和訳の一例として附加しておく」と述べておられるが、それでも、本文での推測は、明確には否定されえないと思う。当初よりかなりの間、蘭和相互の翻訳は、蘭和相方の協力に拠ったと考えるべきであるとと思う。

なお、杉本勲編:科学史(山川出版社)に、岩崎克巳著『前野蘭化』からの引用として、「和蘭風説書の翻訳に際して、「オランダ人が通詞に風説書を読んで、これをやさしい言葉に直してやる。これに対して通詞は納得がいくまで質問を繰返し、その上で『和解』と称する日本語をつかったのである。このことは原文と『和解』を比較してみると、『和解』のいいまわしが原文より簡

単になっていたり、ある部分が省略されたり、あるいは逆に原文にない言葉が加えられていることから、およそ想像されるところである」(p.218)とある。

4) 例へば、古賀十二郎:長崎と海外文化(下)、大正15、pp.4~5及び長崎洋学史(上)、井野辺茂雄:幕末史の研究、昭和2、pp.394~395。板沢:蘭学の発達、昭和8。(交渉史、所収。pp.21~22)など。

5) 板沢氏は、「管見にふれた、通詞養成のためのオランダ語の正式な学習の初見である」と述べられて、この記事の全文を付されているので、次に記す。

9en. comen de tolcken ons bekent maeckend dat den Gouverneur gaet gevonden ende geordouneert hadde, seeckere Japanse jongen van omtrent 10 a 12 jaeren out, dagelycx hier op het eylandt te laten comen om door een van 't Compt. dienaren in de Nederlantse taal, mitsgaders int lesen en schryven deselve onderwesen te worden.

同内容の叙述は、同書 p.22 及び「二三の問題」(p.23)にも出ている。後者にも、原文が付されている。なお、そこでは、1月ではなく、11月となっている。

6) 『通航一覽巻之 148』

7) この法度書は、『蘭学事始』所記の横文字学習の起源への反論として、諸氏が利用されている。管見にふれたもので、古賀十二郎(長崎と海外文化、大正15。長崎洋学史(上)、昭和41)、井野辺茂雄(幕末史の研究、昭和2)、板沢武雄(蘭学の発達、昭和8。其他。)の各氏。

8) 同書の、この年の項に、「長崎の阿蘭陀通詞西善三郎(29)、吉雄幸作(22)、本木仁太夫(51)の3人、幕府より和蘭文書訳の特許を受く」とある。

9) 7)に述べたのと同様、この起請文も、前述の各氏により利用されている。

10) 『編年史』(p.111)にも記載があるが、こちらでは、小通詞役就任の年令を、24才としている。

11) 今村明恒著、『蘭学の祖今村英生』、昭17、所載(pp.11~12)に拠る。(以下、「祖英生」と略す。)なお、同書、p.71に拠れば、1695.7.26の『日記(今村)』に、次の記事があるという。

「本日奉行は三名の稽古通詞を任命した。第一、森山多吉と称するは葡語に。此ものは前に通詞の助手を勤めてゐたが、去る二十二日此処で試験を受けたとき、読み書きには相当に熟練してゐた。第二、今村源右衛門(英生のこと…田中註)と称するは蘭語に。(以下略)」(同上書、p.71)

この時、森山多吉も、試験を受けたものとみえる。

12) 通詞職就任・昇進に関して、1690年代段階を見開いたケンプエルは、「余が知れる通詞の息子にて、公務に付き、稽古役としてありしもの、父の位置を継承せんことを望みて、かゝる機会(八胡銀の機会…田中註)を見通さず。進物を以て、その希望を遂せんとして、各奉行に二十五マースを贈り、其他前述の上長官等にも彼等の職位に準じてそれぞれ進呈せしことありたり」(呉秀三訳註『ケンプエル江戸参府紀行(下)』[異国叢書第9巻] p.243)と書いている。また、1695年代段階で、『日記(今村)』、1695.9.26の記事に、「本日奉行は三名の稽古通詞を任命した。(中略)第三は故大通詞九郎左衛門の末子であるが、全くの幼年者なるが為、蘭語はまだ一語も話すことは出来ないけれども、通詞職世襲の恩典によりて斯く相成つたものである」(今村:祖英生、p.71)とあって、世襲の実態の一端を窺わせてくれる。

この法度書は、こうした時期以後のことであるが、こ

の法度書以後、この規定に従って昇進のことが行われたか否かは、詳にしない。ただ、1796(寛政8)年2月、「小通詞助より以下の輩、於御役所家業直試の儀あり、(中略)寮書寮語等の和解各其所業に従て課せらる。自是年々二月、六月、十月三度宛直試可有之旨被命之」(『通航一覽卷之148』)とある。この間、約80年間の実態は、どうであったろうか。

- 13) 古賀：長崎洋学史(上)、p.53、にも、引用されている。
 14) 沼田次郎：洋学伝来の歴史、昭35、でも、このことに触れて、「オランダ人が日本語を学ぶ許可を請うたことがあるが、これは許可されなかった。」(p.9)とされ、全く逆の記述がなされている。

また、『編年史』、1677年の項に、同じく「遂に許されず」とある。

Boxer: Jan Compagnie in Japan 1600~1850も、この要求が、「拒絶された」(杉本編：科学史、p.218)としているらしい。

ツンベルグは、その『日本紀行』(山田殊樹訳註『異国叢書』、p.37)の中で、「通訳は凡て日本人で、かなりよく和蘭語を喋る。日本政府は出来る限り欧州人が日本語を覚へることを妨げてゐる。それは欧州人には日本のことを直接知らせまいとするのである。」と述べている。

- 15) 板沢：交渉史、p.136。
 16) 同上書、p.136。

㊦ 阿蘭陀通詞語学学習の実際

以上、通詞の語学学習についての奉行の働きかけをみてきたわけであるが、横文字学習をも含めた通詞の語学学習の努力が、それなりに行なわれたということも実証できたと思う。こうした奉行の命令・奨励に応え、また、自家の家業修練に向って、通詞自身は、どのような努力を払ったであろうか。本節のテーマは、いわば、通詞自身の語学学習・教授の実際への接近ということにある。

こうした視点から、問題に対処する為には、まず、阿蘭陀通詞自体に、大きく二種類の集団があった事実に対応させて、これを区別して扱う必要がある。すなわち、さきにも述べた(本紀要第10号、p.61、参照)ように、(1)「正格の通詞」たる大・小・稽古通詞の集団と、(2)「従格の通詞」たる内通詞・内通詞小頭の集団とを区別して扱う必要がある。

語学知識・能力の蓄積という観点から、この両集団の最も考慮すべき相違点は、第一の集団が「和蘭の島(出島のこと一田中註)にても随意に來臨することを得る」に反し、第二集団は、「ただ賀・易・季節にだけ出島に入るを許された」にすぎないという点にある(以上の引用は、『ケンペル江戸参府紀行(上)』〔異国叢書、第6巻〕。本紀要第10号、p.61、参照)。さらにまた、通

詞にとって、業務自体がそのまま、語学学習の場であったから、語学学習の機会という点で、後者は、前者とは比較にならないほど不利な位置にあった。従って後者は、皆無でないとはいえ、前者に組込まれる機会の極めて乏しい、従って、前者を支える予備の層として位していたことになる。こういうわけであるから、我々の第一の関心は、「正格の通詞」たる第一の集団にある。

(1) 「正格の通詞」における語学学習

「正格の通詞」の層における語学学習・教授をみるにあたって、この集団を、さらに3つに分けて整理するのが便利である。そこで次に、第一線で活躍する大・小通詞のグループ(①)と、いわば全くの見習・修練期間に属する稽古通詞(口稽古)のグループ(③)と、公の出仕命令を受ける以前のグループ(②)に分けて、整理を試みることにする。

① 大・小通詞の段階

本研究の(中)(大社紀要第10号、p.61)に整理したように、通詞職成立当初は、職階の区別はなかった。以後に成立した役職名をあてて表現すれば、いわば当初の通詞は大通詞だけであったといえる。彼らは、徳川期における阿蘭陀通詞の第一期生であり、また当時最も正当な位置にあった西洋語学知識・能力の第一等の保持者、蓄積担当者でもあったといえる。通詞職を拝命するに至った能力的基盤が、それ以前の修得に俟つものであることは勿論であるが、以後の学習及び子弟の教育に、最初の、そしてまた最も大きな役割を果たしたものは、彼らであったといえることができる。従ってまず、大通詞における語学学習の様子を窺うことから始めるのが適当である。

すでに述べた(本研究の(中))ように、1656(明暦2)年、小通詞が置かれ、これによって前任の通詞が大通詞とされた。この小通詞に関して、『通航一覽卷之148』は、「小通詞の事詳ならず」としている。また、1775年来朝のツンベルグ²¹⁾は、その『日本紀行』(異国叢書)の中で、小通詞に関して、「これ(大通詞一田中註)より今少し(オランダ語を話すのが一田中註)下手なものは第二級をなし、助通辞【本通辞】の肩書を有してゐる。」といい、1690年来朝のケンペル²²⁾は、「大通詞よりも卑き階級に属し(□其職権勢力に至りては遙に大通詞に下り僅に)大通詞の補佐役又は代補役なり」(『江戸参府紀行(下)』〔異国叢書、第9巻、p.391〕)といっているが、通詞としての業務に関しては、ほぼ大通詞と同じ種類の仕事を担当する、いわば、大通詞の助

力者で、特に被教育的時期というべき稽古通詞の時期を終って、大通詞の側にいて、第一線の業務を補佐しつつ、実習し、大通詞に欠員が出来れば、その位置を埋めるといった存在であったと考えられる。従って、語学学習に関しては、大通詞とほぼ同じ立場にあったといて差支えない。従ってこの項で述べる語学学習の実際についての考察は、大・小通詞を含めたものとして扱って差支えないと思う。

さらに、通詞日付(本研究(中)、p.61、で触れた)も、このグループに属するものとして、扱うことができる。これは、1695(元禄8)年、「おらんだ通詞用、又は和物の吟味為」(『通航一覧巻之148』)、また特に、「大小通詞稽古通詞の者共、阿蘭陀人と通弁のわかち能々聞届」ける、監視の役目をもって(同上書所収、『阿蘭陀方通事法度書』)設置されたもので、大通詞の中から選ばれて、通詞職の最終段階として任命されるものである。従って、語学学習という観点からいっても、上記の役目からいっても、大・小通詞と同じ集団に含めて考えることができる。

そこで、彼らの語学学習の実際への接近を試みたいわけであるが、目下、視野に入っている範囲では、わずかに、学習チャンスと、その実際の一端を窺えるにすぎない。以下、可能な限りでの接近を試みる。

前節の最初のところ(p.51)で、通詞の年中行事的業務について述べたが、まさにこの第一線での、西洋人とのかわりの場が、彼らにおける語学学習の最も重要なチャンスであった。これら学習チャンスに、大・小通詞・通詞目付以外の通詞が、部分的にかかわったことは勿論であるが、通詞の語学学習の歴史のなかで、このチャンスが、最も大きい位置を占めたのは、大・小通詞らにとってであったといえる。彼らは、意図すると否とにかかわらず、こうした接触と、場によって教育されたのである。そこで次に、考えられるこのチャンスについて、整理を試みることにする。

1) 大・小通詞らの学習チャンスの諸相

1. 出島における日常生活場面での西洋語との接触⁹⁾
2. 貿易時期における折衝、交渉¹⁰⁾
3. 諸検閲・諸取締¹¹⁾(キリシタン取締関係も含む)
例えば、舶来洋書の検閲、西洋人が相互に交換する文書・書翰などの検閲。
4. 「阿蘭陀風説書」の翻訳¹²⁾
5. 「江戸参礼」時の諸交渉・諸御用¹³⁾

例えば、参府途次の西洋人と邦人の交渉仲介、江戸における西洋人と邦人の交渉仲介、幕府・諸侯の輸入注文

品目の翻訳など含む。

6. オランダ側訴状、幕府・奉行側の通達・命令等の翻訳・伝達¹⁴⁾

7. 幕府下命による、あるいは自発的な翻訳の試み¹⁵⁾

8. 臨時に生ずる西洋人との接触¹⁶⁾

例えば、漂着、潜入、臨時の来朝、臨時の来航などによる。

以上、大・小通詞らの学習チャンスについて考えうる場合を整理してみたわけである。その大半は、包括されていると思う。こうした機会のすべてをとらえて、通詞たちは、語学知識・能力の蓄積をはかったのである。

2) 大通詞の語学学習にかかわる二、三の具体的事例

1. こうした機会における語学知識・能力の蓄積の、極めて具体的な一例を、『蘭学事始』に見い出すことができる。この書の述べる「横文字学習のはじめ」の記述の誤りであることは、すでに述べて明らかなことと思うが、次にひく、大通詞西善三郎の参府途次における語学学習の実態報告は、一つの語学学習の方法として、注目に値する。原文をひいてみよう。

「ある年(1776、明和3、年…緒方註、p.74)の春、恒例の如く拜礼として蘭人江戸へ来りし時、良沢、翁(玄白のこと…田中註)が宅へ訪ひ来れり。これより何方へ行き給ふと問ひしに、今日は蘭人の客屋に参り、通詞に逢うて和蘭のことを聞き、模様により蘭語なども問ひ尋ねんがためなりといへり。翁(中略)同道してかの客屋に罷りたり。その年大通詞は西善三郎と申す者参りたり。良沢引合せにてしかじかのよし申し述べたるに、善三郎聞きて、それは必ず御無用なり、それは何故となれば、かの辞を習ひて理會するといふは至って難きことなり。たとへば湯水又は酒を呑むといふかを問はんとするに、先づ茶碗にて持ち添へ注ぐ真似をして口につけて、これはと問へばうなづきて、デリンキ(drink…同上註)と教ゆ。これ即ち呑むことなり。さて、上戸と下戸とを問ふには、手真似にて問ふべき仕方はなし。これは数々呑むと数少く呑むにて差別することなり。されども多く呑みても酒を好まざる人あり、また少なく呑みても好む人あり。これは情の上のことなれば、なすべき様なし。さてその好き嗜むといふことはアーンテレッケン(aantrekken…同上註)といふなり。わが身通詞の家に生れ、幼よりそのことに馴れ居りながら、その辞の意何の訳といふことを知らず。年五十に及んでこの度の道中にてその意を始めて解し得たり。アーンとはもと向ふといふこと、テレッケンとは引くことなり。その向ひ引

くといふは、向ふのものを手前へ引き寄するなり。酒好む上戸といふも、向ふの物を手前へ引きたく思ふなり。即ち好むの意なり。また故郷を思ふもかくいふ。これまた故郷を手元へ引きよせたと思ふ意あればなり。かの言語を更に習ひ得んとするには、かやうに面倒なるものにして、わが輩常に和蘭人に朝夕してすら容易に納得し難い。なかなか江戸などに居られて学ばんと思ひ給ふは叶はざることなり。それゆゑ野呂・青木両先生など、御用にて年々この客館へ相越され、一かたならず御出精なれども、はかばかしく御合点参らぬなり。そこもともにも無用のかた然るべしと意見したり。」(pp.16~18)

こういう苦心・努力に支えられて、語学の知識・能力が蓄積されていったものと思う。

2. 以上は、参府途次の話してであるが、江戸滞在中のことを窺わせてくれる叙述が、ツンベルグの『日本紀行』(山田珠樹訳註、異国叢書)にある。勿論、『蘭学事始』や『日記』にも窺えるが、次に、ツンベルグの記載をひいてみる。

「江戸に着くやすぐこの町の学者たちの訪問をうけた。この人たちは私等に逢ふ特別の許可をうけて来てゐるのである。(中略)彼等は使節、秘書、通訳、役人及び私によって応接間に招ぜられた。(中略)問も答も皆通訳の口を通じてなされるのである。従つて我々の会話には不正確なところや曖昧なところがいつもあった。然るに我々が話題としてゐることは最も精確を要するものなのである。それに私は参照すべき本が手許にないのだから、この日本人たちの質疑を悉く解いてやることは出来なかつた。私が天文に余り明るくないことは前言した如くである。(中略)医者たちと話をする時の方が余程楽であった。そのうちの二人は和蘭語が少しは出来た。それに通訳も亦医学に通じてゐるのである。」(p.156~157)(傍点、田中)

3. 最後に、潜入したイタリア人宣教師ソドチの諷問にあつた、大通詞今村源右衛門(英生)の対談の模様を、引いておく。(今村:祖英生、所収の『日記(今村)』の記事。pp.76~78)

1708年12月21日のオランダ商館長の日記。「昨日、例の異国人たる僧侶と、長時間談話を試みた大通詞源右衛門の了解した事項は、昨日記載したことの外に、耶穌の死と復活に関すること、十階級もある多くの仲間の中から選択されて来たこと杯があつたが、余は其処で源右衛門に、其等の談話が何国の言葉で行はれたかを問うて見たところ、何国語ともつかぬ言葉であつた

といふのが彼の答であつた。それといふのは、問答するに当り、彼はラテン語辞書¹¹⁾の中から、あれかこれかと多くの言葉を拾ひ選びして綴つて見るのであつたが、葡語は知つてゐるとのことであつたけれども、此方がわからず、何でも日本語が最も能くわかると自信してゐるやうだけれども、これは到底諒解し難い片言に過ぎないものであつたからだ。(略)

十一時頃、奉行から余に対して、(中略)出頭するやうにとの通知があり、(中略)正午近く奉行肥後守の家へ行つた。(略)

間もなく例の僧侶が案内された。之に対して、大通詞源右衛門は、予ねて用意してあつた二十四個条の間を掲げて問答を試みた。成程色々の国語を取混ぜ、就中日本語らしいものを最も多く用ひ、同じことを繰返すのだけれども、諒解し得るのは、僅か一小部分にし過ぎぬ。其中には蘭人を非難するらしい語気もあり、タバカレなる言葉は特に角立つて聞えた。問答筆談を加へて凡そ一時間半。如何に感ずるかとの問であつたから、余は源右衛門と略ぼ同感なる旨を答へて引取つた。」

以上引いたものは、大通詞らの語学学習にかかわる、ほんのわずかな具体例であるが、こうしたすべての機会を積み上げることによって、我国における西洋語の知識と理解・駆使能力は増進され、また、邦人による子弟の語学教育のための蓄積が果されていったと思はれる。こういう苦心の中で、みずからの語学的成長をはかつた大・小通詞らは、跡継ぎ養成の爲、その子弟に、どのような教育的配慮をしたであろうか。次に、この子弟の教育に関して、みてみることにする。

② 公の出仕命令を受ける以前の段階

通詞がみずから、跡継ぎ養成の爲に、わが子に語学教育を施している事實は、1644.5.26の『日記』に、「他の通詞らは、自分の死後その子の代りとなることを望んでポルトガル語とその書き方とを熱心に教えている。」とあることによつても窺うことが出来るが、通詞職にとつて、最初の公の命令による出仕段階である「口稽古被仰付」段階¹²⁾以前における語学教育に、少なくとも二種類の機会があつた。

1) 通詞家内における家庭教育として

一つは勿論、通詞自身が、自分の家庭で、ないし、身辺にひきつれて施す場合である¹³⁾。いまひいた『日記』の記事にも明らかであるが、さらに1721.6.19の記事(今村訳)に、大通詞今村源右衛門(英生)が、稽古通詞に任命された俸をつれて出島へあいざつてきた時の模

様が記されている。源右衛門が、次のように述べたと。

今回の任命は全く思いがけなかった。「唯彼(源右衛門…田中註)の希望は、子供の成長に従ひ、蘭語の読み書きなりと次第に教へ込み、やがて一廉のお役に立ちさうに思はれた暁には、御採用を願出でたいと思っていた。」(今村：祖英生，pp.82～83)

これを見ても、家庭での教育が配慮されていた事は、十分に窺うことができる。

また、『明和8年書上由緒書』には、榊林栄左衛門書上分に、養父榊林栄久により、「私儀(栄左衛門…田中註)兼而養子ニ仕置阿蘭陀詞稽古仕罷在候」とある。

すこし時代は下るが、「天明8年(1788)長崎に遊んだ司馬江漢の『西遊日記』に、

長崎の蘭通詞吉雄幸作の妾腹の子、四歳位の小童が、蘭語を能く覚えて、牛肉をクウベイスと云ひ、馬をバールドと云ひ、薩摩芋を遣ればレッケル、レッケルとて食ひけり、今幸作の後に此の童なり、レッケルは美味の事。」(板沢：交渉史，所引。pp.136～137)

とあるという。家庭教育の一端が窺えて面白い。

2) 出島におけるオランダ人の使用人となることによって

以上のような家庭教育のほかに、出島のオランダ人の使用人となることによる語学学習の機会があった。これを最も顕著に例示するのが、すでに何度もふれた今村源右衛門(英生)であった。彼は、1695(元禄8)年8月25日(25才)、出島のカピタン部屋で、吟味(試験)を受け、その結果、同19日、稽古通詞、翌年6月26日、小通詞に任命される(1793、寛政5年、今村文十郎書上由緒書に拠る。今村：祖英生，所収。pp.19～20)わけであるが、これとかかわる1695.9.26の『日記(今村)』の記事に、「稽古通詞三名奉行によりて任命さる」として、その一人に、今村源右衛門の名があり、「此ものは蘭学に能く熟達してゐて、総ての通詞一人として彼の上を越すものは無いと称して可なるべく、尤も彼は幼年時代から此処の上席外科医の下に於て出納役に使用されて今日に及んだものである。(傍点、田中)」(今村：祖英生，p.71)¹⁴⁾とある。

このオランダ人雇いに関しては、1690年来朝のケンペルは、その『江戸参府紀行(下)』(異国叢書第9巻，pp.366～367)に、

「なほ和蘭人には(□特別な恩恵を以て昼間其身に)二三少年を給仕のために用ふるを許され。乙名の帳簿にはそれを使丁 Bote として記録するなり。彼等は多分は小通詞(□若くは出島役人)の子息にして、

和蘭語を習ひ(□年月を経るに従ひて遂に)父親の後継たり得んと思ふなり。此等若輩は猶ほ年若く純朴にして、日本国をだによく知らぬ間○島田には『國家の利害に全く関係なき者と見做さるるの又乙名が許すだけの間は此職にあるを得べく。又各人それぞれにつき、財産ありて確かなる(□長崎居住のもの一名が誓を立て、身元保証人となり、彼に過失ありともすべて引受けねばならぬなり。此人々はみな評判よく(□其命ぜらるる所に服従し、其以て委任されたる物品を保護するに信実にして)、かくも信用すべき使用人は日本人に之あるのみにて、甚だ他国人に立優れりと云はれ、雇主のためにすべての物事を注意に注意して保管するを常とするなり。(略)(傍点、田中)』と書いている。

また、1775年来朝のツンベルグは、その『日本紀行』(異国叢書，p.78)に、

「和蘭人が奴隷を使ふのは、室内の給仕及び家内の雑用に限られてゐる。他のことは凡て日本人がして呉れるからである。日本人は入用な食量及び家事用具は凡て整へて呉れる。或る者は料理方である(中略)。他のものは奴僕で、かなり和蘭語をよく話す。然し彼等は通訳の仕事はしない。奴僕は商館長に四人、秘書に一人、医者に一人与へられ、幕府へ行く旅に伴つて来る。和蘭人が人夫を必要になれば、奉行は出島に行く特別の許可を人夫に与へるのである」

と書いている。オランダ人の奴僕となって、語学学習の機会を得るというルートがあったことがわかる。

こうした、家庭教育による、あるいはオランダ人に就くことによる修業によって、ある程度の語学の知識・能力を修得し、然るべき時期の到来に備えるわけであるが、こうした時期は、奉行によって、「口稽古被仰付」あるいは、「稽古通詞被仰付」、さらに特別の場合には、いきなり「小通詞被仰付」ことによって、次の段階に進むことになる。

次にこの、通詞にとって、最も基本的な教育時期に属する口稽古・稽古通詞について、みてみることにする。

③ 「口稽古・稽古通詞被仰付」段階

1) 口稽古の段階

この段階で、語学に関して、どの程度のことを、どういう方法・順序で学んだかについて、具体的に知る十分な材料を持たない。

「口稽古」という表現から、会話の学習が推測されるが、詳しいことは分らない。奉行の命令で、出島に出入し、西洋人の直接的教授を受けるなどして、語学学習を行なったものと思われる。この段階及び次の稽古通詞の

段階といえども、可能な場合には、出島での教育と同時に、家庭での教育が続行されたことは、当然推測されることである。

次に、主として、関係者が、どういう機会を提供したかを窺える材料を整理してみることにする。『由緒書』に拠らない場合、「口稽古被仰付」という記述が出てこないが、学習の為に、出島に通った事実をとらえ、この段階に配当して扱うことにする。

まず、『日記(板沢)』である。

○1685(貞享2) .10.25:「昨日三人の稽古通詞が任命された。その一人は、昨年江戸で没した西玄甫の息子で、奉行宮城監物の命令で二三年出島に通って稽古し、オランダ語もポルトガル語も同じようにでき、外科の方も、始めている」(板沢:交渉史, pp.134~135)とある。

次のは、あるいは稽古通詞が対象であったかもしれないが、此処に掲げておく。

○1673(延宝元) .11.9:「長崎奉行の命令で10才乃至12才位の少年数名を毎日出島に遣わして、オランダ語を読むことと書くことを稽古せしめることになった。」(同上書, p.22)(p.133には原文がある。)とある。¹⁵⁾

ここで問題にしている「口稽古被仰付」という事実は、『明和8年書上由緒書』に、ひんばんに出てくる。そこで、かかわる通詞家に関して、必要部分を取り出してみる。(年代順に配列する。)(西暦年挿入は、田中。)

○1652~5:「曾祖父[・]榎林新五兵衛儀(略)承応年中(1652~5)より出嶋出入被仰付置候処¹⁶⁾ 明暦二甲(1656)年(略)稽古通詞被仰付寛文六年(1666)年(試験により直に小通詞となる…田中要約)」(榎林重右衛門, 同栄左衛門, 書上)(・点, 田中。以下、同じ。)

○1664:「曾祖父八右衛門儀寛文四辰(1664)年(略)十六歳ニ而阿蘭陀口稽古被仰付同八申(1668)年(略)小通詞役被仰付」(名村初左衛門, 書上)

○1680:「祖父八左衛門儀延宝八甲(1680)年(略)口稽古被仰付貞享元子(1684)年(略)稽古通詞被仰付」(同上, 書上)

○1705:「榎林長右衛門宝永二酉(1705)年(略)被召出口稽古被仰付同四亥(1707)年(略)被召出稽古通詞被仰付」(榎林重右衛門, 同栄左衛門, 書上)

○1718「祖父庄太夫(略)元禄十(1697)年(略)十月病死仕候其比父仁太夫儀幼少ニ付無役ニ而家督相統仕成長之上享保三戊(1718)年(略)被召出口稽古被仰付同年(略)被召出稽古通詞被仰付」(本木栄之進, 書上)

○1723:「父藤三郎儀右寿山養子ニ相成享保八卯(1723)年(略)口稽古被仰付翌辰(1724)年(略)十二月稽古通詞被仰付」(吉雄幸左衛門, 同作次郎, 書上)

○1724:「父三郎右衛門同(享保9…田中註)(1724)年(略)御願申上口稽古被仰付同年(略)稽古通詞被仰付」(石橋助次右衛門, 書上)

○1734:「私儀享保十九寅(1734)年(略)被召出口稽古被仰付元文辰(1736)年(略)稽古通詞被仰付」(今村金蔵, 書上)

○1739:「私儀元文四末(1739)年(略)口稽古被仰付寛保元酉(1741)年(略)稽古通詞被仰付」(名村元次郎, 書上)

○1739:「私儀元文四末(1739)年(略)口稽古被仰付寛延三午(1750)年(略)父跡為相統稽古通詞被仰付」(石橋助次右衛門, 書上)

○1744:「兄市郎助儀延享元子(1744)年(略)被召出口稽古被仰付三ヶ年相勤父仁太夫勤役之内病死仕候」(本木栄之進, 書上)

○1748:「私儀寛延元辰(1748)年(略)被召出口稽古被仰付同二巳(1748)年(略)被召出稽古通詞父跡役相統被仰付」(同上, 書上)

この段階、つまり口稽古の段階の教育を受ける下命を得るということは、通詞職への確実な第一歩を踏み出すということを意味し、ある期間、口稽古の為に、出島に通うと、次の段階、つまり稽古通詞の段階にすすむことになる。この口稽古の段階は、はじめてオランダ語の稽古をはじめる者、あるいはすでに述べたように、これ以前になんらかの教育を受けた者への公の命令による語学教育の開始を意味する。但し、この段階を経ないで稽古通詞からはじまる者もいたし、いきなり小通詞からの場合もあった。口稽古の段階では、下命の範囲が、学習専一にあったように思われる。しかし、次の稽古通詞の段階になると、通詞としての、語学以外の職務も実習しはじめる。

2) 稽古通詞の段階

次にこの稽古通詞段階における、語学学習の様子を探ってみよう。『由緒書』にあらわれる、稽古通詞就任の例は、上記の段階と併せて示したから、ここでは、主として、その他のものについて、整理を試みる。

前記のように、この段階では、通詞の一般的業務をも、見習を兼ねて担当するわけであるから¹⁷⁾、語学学習のチャンスも、さきに述べた大・小通詞の学習チャンスと一部重なる部分がある。しかし、稽古通詞の本務は、あくまで実務によりは、学習・練習にあたって考えら

れるから、その意味で、未だあくまで、被教育期間にあったといつて差支えない。

次にこの稽古通詞についてみてみることにする。

1. 「稽古通詞」に任命¹⁹⁾

○1685(貞享2).10.25:「昨日三人の稽古通詞任命せられる。その一人は昨年江戸に於て歿した Gimpo の子息で、奉行宮城監物様 Kimmotssamma の命令で二三年出島に通うて稽古し、オランダ語もポルトガル語も同じやうに出来、外科の方も少し始めてみたとある。同時に任命された他の二人は、大通詞 Fatseijmon の息子と、小通詞 Rockzeijmon の息子とである。」²⁰⁾ (板沢:二三の問題. p.24)

○1695.9.26:「稽古通詞三名奉行によりて任命さる」

「本日奉行は三名の稽古通詞を任命した。第一、森山多吉と称するは葡語に。此ものは前に通詞の助手を勤めてゐたが、去る二十二日此処で試験を受けたとき、読み書きには相当に熟練してゐた。第二、今村源右衛門(Imamorach Ginnemon 以下或は Gennemon と綴り一定せず)と称するは蘭語に。此ものは蘭語に能く熟達してゐて、総ての通詞中一人として彼の上を越すものは無いと称して可なるべく、尤も彼は幼年時代から此処の上席外科医の下に於て出納役に使用されて今日に及んだものである。

第三は故大通詞九郎左衛門の末子であるが、全くの幼年者なるが為、蘭語はまだ一語も話すことは出来ないけれども、通詞職世襲の恩典によりて斯く相成つたものである。」(今村:祖英生, p.71)

○1721.6.17:「大通詞源右衛門の小倅稽古通詞に任命せらる。」

「年番小通詞徳兵衛来訪して次の事を吾々に報じた。即ち大通詞源右衛門は今朝奉行に召出され、彼が多年に渡る忠実な御奉公の表彰として、今回彼の小倅(凡そ十才になる小児)を和蘭稽古通詞に任命し、年俵T:160(銀一貫六百匁の意か)を給せられる旨達せられた。就ては吾々に於ても此事を快く承引せられ、此小児の蘭語に関する教導方につき、助力を与へられたいといふのであった。」(同上書. p.82)

○1741(寛保元).11.2:「年番大通詞中山喜左衛門から Gousemon(吉雄幸左衛門か)が昨日稽古通詞に任ぜられたことを聞いてうれしい、彼は心はよく、オランダ語もポルトガル語も話すことができる。」(板沢:交渉史, p.71)

○1742.1.24:「今朝大通詞中山喜左衛門がいうに

は、小通詞名村進八の兄弟 Matasiro(名村又次郎)と故大通詞ブラスマンの子 Manpe(横山万平か)が昨日稽古通詞になったと。」(同上書, p.171)

○1743(寛保3).11.6:「本木仁太夫が庄左衛門の子本木太郎衛門という少年をオランダ語を学ばせるために連れて来た。」²¹⁾(同上書, p.171)

2. 「稽古通詞」就任後の挨拶まわり

上に引いた1721.6.17の記事に続いて、「稽古通詞」に就任したわが子を引き連れて、親である今村源右衛門(英生)が、出島に挨拶に出かけてきた様子が出てゐる。子弟の教育にまつわる親の配慮の具体的実態の一端を示すものである。次に、掲げる。

○1721.6.19:「今朝大通詞源右衛門、卯之助と呼ぶ、倅を連れて来訪し、一昨日年番通詞によりて報ぜられた次第を再言した上、吾々に於ても好意を寄せて、此の小児の蘭語教育に一臂の力を添へんことを乞ふのであった。

彼れ源右衛門の言に抛れば、今回の恩命は彼に取って全く思懸けないことであつたし、又曾て其様な望みを懐いたこともなく、唯彼の希望としては、子供の成長に従ひ、蘭語の読み書きなりと次第に教へ込み、やがて一廉のお役に立ちさうに思はれた暁には、御採用を願出でたい位には思つてゐた。併し斯くなつた以上、自分の義務として、彼の蘭語教育上蘭館各位御一同の御引立をお願いする外ないといふのであつた。

斯様な挨拶をした後、彼等は別れを告げて町の方へ行つた。」(今村:祖英生, pp.82~83)

3. 稽古通詞の学習達成状況—1693(元禄6)—

1. で引いた任命時にも、その段階までの達成状況の一端は、窺うことが出来る。それらにみられるように、各人各様である。『日記(板沢)』には、1693.12.24の記事に、「Namen en conditie van de taal leerlingen」として稽古通詞の名前と語学などについての状況とが記されているとのことである。次に、これをひくことにする。

「Bada Itirobe(馬田市郎兵衛)大通詞九郎左衛門の子で、大通詞楢林新五兵衛の娘と結婚、オランダ語に熟達している。Nici Skeisiro(西助次郎)はポルトガル語の通詞で、後に宗門改の通詞を勤めた故西玄甫の子でポルトガル語を話すことを学んだが、長年この言葉から離れているので、今はほとんど理解できない。Narabaia Jasabro(楢林弥三郎)は大通詞新五兵衛の子で、唐通事の娘と結婚し、オランダ語は僅かしか理解しえないが有望である。Thathesi Bonseijmon

(立石文左衛門)は故通詞太兵衛の子で、オランダ語は多く理解しないが器用に見える。Sizuk Mangoski(志筑孫助)は故通詞孫兵衛の孫で、町人風であるが、学ぶことには熱心である。以上五名は会社から年々schenkagie(贈与)を受けているが、以下の五人はまだである。

Isebasje Siooske(石橋庄助)は大通詞助左衛門の子で、オランダ語の理解は、ごく僅か、否ほとんどない。Motogi Gonoski(本木権之助)は老通詞太郎右衛門の子で、器用らしい。Yockejamma Joiets(横山与市)は、大通事又左衛門の子で、器用に見えるが、彼の祖父プラスマンおよび彼の祖先の跡つぎとしては不足である。Cafk Singoro(加福甚五郎)は故通詞吉左衛門の子で、ポルトガル語を話すことのできた父の跡をついだが、これは全然できない。Nackajama Diunae(中山重内?)は小通詞六左衛門の子で、少しオランダ語がわかる云々。(以上、板沢:交渉史, pp.135~136)

4. 稽古通詞の語学学習の実際を窺う、二・三の実例 ④ 稽古通詞学習用、辞書

大槻如電原著、佐藤栄七増訂、『日本洋学編年史』(昭和40)の1671(寛文11)年の項に、

「〇も『大槻文庫』に『和蘭訳語』と題する古写本を蔵す。開巻に『阿蘭陀南蛮ラティ一切口和』²²⁾とあり。書中は伊呂波分類にして、凡そ一千語を収む。欧語は片仮名を以て次第し下に邦訳語を記入す。総べて名詞にして動詞・副詞などは見えず。想ふに、稽古通詞の所用書なるべし。此等の語を記憶し、欧人の発音を習ひ覚え、其の活用も別に口授せしものならんと覚ゆ。」(p.116)

とあり、同書、1670(寛文10)年の項に、

「此の項、『阿蘭陀南蛮ラティ三ヶ国の口和げ』と称する書が出づ。」(p.115)

とある。

さきに、大通詞の語学知識・能力の蓄積ということにかかわって、『蘭学事始』中の、西善三郎の参府途次の学習の様子を引いた(pp.57~58)が、これと年代は前後するが、「欧語は片仮名を以て次第し、下に邦訳語を記入」した辞書の存在は、大いにありうることである。西ら第一線で活躍する通詞たちは、ここにあげられたような辞書を、大いにふくらませていったにちがいない²³⁾。こうしたものをテキストにして、「此等の語を記憶し、欧人の発音を習ひ覚え、其の活用も別に口授」したという、極めて具体的な教授=学習像の推測も、大いにあり

えたことであると思われる。ただ、この書が、どの程度流布したものかは分らない。

⑤ オランダ商館員、出島で、教授・試験す

1778(安永7)の2月から3月にかけての『日記(板沢)』に、

「商館長江戸の参府の留守を預る次席館員の Herman Köhler が稽古通詞にオランダ語を教えたり、試験したりしている。すなわち、2.17の条には、出島の乙名の部屋で Vlissingen の簿記を教授し、2.19の条には、奉行所役人列席のもとで稽古通詞および特定の通詞のオランダ語の試験をし、2.25の条には、助役の Grøenberg をして教授させ、2.28、3.1、3.7の条々にも来島学習した記事が見える。」(板沢:交渉史, p.136)

ツンベルグに拠れば、彼の来朝した1775年段階では、「第三級は練習生【稽古通辞】である。練習生は以前は和蘭人の許に入り、和蘭の医者がこれに教授してゐたのである。今日では一等通訳の許に習ひに行くのである。以前は好きな時に商館に来られて、和蘭人の部屋に入れたのであるが最早用のある日以外には来られなくなった。(略)」(山田珠樹訳註『ツンベルグ日本紀行』[異国叢書] p.37)

とあるから、『日記』の上記の記事の段階では、学習の為に島に出かけることは、特別の例に属することになるかもしれないが、さらにツンベルグの記述に拠れば、「以前」の段階で、稽古通詞が、出島で教育を受けた事実は推測できる。

⑥ 江戸参府に随行

一般的業務の見習という意味も含めて、蘭人の江戸参礼に随行していることがみえる。

○1684(貞享2)年10月23日の『日記(板沢)』に、「稽古通詞 Motaemon(横山又右衛門“プラスマンの子”)を江戸に同伴のことが見える。」(板沢:交渉史, p.170)

○1690年渡来のケンペルの『江戸参府紀行(上)』(pp.58~59)に、参府につき、「通詞には、その上班(○大通詞)下班(○小通詞)より各1人を選び、中にも前の年に幕廷と我等との間に立ちて交渉の役を勤め、且つ両班の上等(年番 Nimban)たりしものを我一行に配し、今日此二人(○此時同行の通詞は大通詞一人は横山与左衛門と云ひ、小通詞一人は本木太郎(○蘭本には『更に第三の階級にある見習生』に作る)の他に彼等の門人(階級にある見習生)に作る)(○稽古通詞)一名宛加へ。それをして将来の役柄につき(□途上種々實際上)見習ひ経験して、早く(□他日同様の場合に)執役に堪ゆるやうにし、(□彼等通訳の相続者たる資格を造らんとするなり)。以上諸人

は各々其奴僕を其用弁のため、且つは公用の為に伴ふなり。檢使（原文には奉行とす）又は上席通詞（大通詞と云ふ）は、思ふ儘の人数を随へ、其他は財産と職務とにより一人か二人か（蘭本には二人か三人とあり）を随ふ。和蘭甲此丹は三人、他の和蘭人は各自ただ一人を随ふを得。通詞どもは此機会に於て彼の好める人を和蘭語を解せずとも推挙すること多し」とある。

○1729：「享保十四酉年（略）馬乗阿蘭陀人けいずる儀江戸へ御召被遊候節（略）父藤三郎儀稽古通詞＝而被差添参上仕（略）」（『明和8年書上由緒書』、吉雄幸左衛門、書上）

○1746：「延享三寅年為見習兄初左衛門＝附副江戸江参上仕候」（同上書、名村元次郎、書上分）

以上、稽古通詞の具体的学習を窺う為の、二・三の手掛りをつめたわけである。ツンベルグのいう「練習生は（中略）以前は好きな時に商館に来られ（中略）たのであるが最早用のある日以外には来られなくな（略）」り、「今日では一等通訳の許に習ひに行く」ようになったのは、何時からのことであり、また、どういう事情でそうなったのか詳にしない。しかし、時に、出島での教授・試験も行なわれた模様であるから、「片仮名一邦訳」の辞書を利用したり、邦人や蘭人の教授を受けたり、さらに、蘭語との、いろいろな接触チャンスをとらえて、語学修業をつんでいったものと思われる。蘭人への江戸随行もその一つであった。貿易時期の接触もその一つであった。こうして、対西洋人関係の諸業務の見習、語学の修業を行なっているうち、然るべき時期の到来を俟って、語学力と世製制とに支えられて、ここに一人前の通詞が誕生することになるわけである。

(2) 「従格の通詞」における語学学習

これまで、第一線で活躍する大・小通詞（通詞目付）からはじめて、正格の阿蘭陀通詞家の子弟の、語学修業の様相を、公の任命以前の段階から、公の任命にまつわる口稽古、稽古通詞の段階とみてきたわけである。さきにもふれたように、鎖国以来の対西洋関係の諸事諸物移入の、最も正当な仲介の中心をなすものは、この「正格の通詞」たちであった。従って我々の目下の関心の中心も、主としてこの「正格の通詞」の語学学習にあったわけであるが、この「正格の通詞」を支える予備の層であり、広義の「阿蘭陀通詞」に含まれる「従格の通詞」たる内通詞・内通詞小頭についても、その語学学習についてふれておく必要がある。従って次に、これを少し整理してみることにする。

この「従格の通詞」については、すでに本研究（中）（大社紀要第10号、pp.62～63及びp.64の註3、参照）で触れた。南蛮貿易時代以来の「口を存候者」「106人」が、1670（寛文10）年、正式の最初の「阿蘭陀内通詞」となったわけである。内、12人が、内通詞小頭となった。彼らは、貿易季節だけ、出島出入を許されていた。従って、日常普通の状態では、語学の上進は、期すべくもない。彼らの語学学習の実際がどのようなものであったかは、推測に抛らざるをえないが、ありえた手段を整理してみることにする。

① 貿易時期における西洋語との接触により。

この層における語学学習のチャンスは、勿論、貿易時期の西洋語との接触に、まずあったことと思われる²⁴⁾。普通に認められる出島出入の機会は、この期をおいてなかったからである。

② 家庭教育により。

従ってこの層における子弟教育は、特に家庭教育が中心であったと考えられる。「正格の通詞」家の親類・縁者の場合には、彼らの教授を受けることもあったかとも思われるが、こうした縁もなく、西洋人との接触にも恵まれない場合、親は、自分の能力限りを、自分の手で伝えざるをえない。

③ 商館の使用人となることにより。

しかし、この層にとっても、商館の使用人となる可能性はあったらしい。先に引いた今村源右衛門（英生）の場合、彼が商館の使用人となった時、父市左衛門は、内通詞小頭であった²⁵⁾。

④ 特別に許されて、「平日出島出入」することにより。

『明和8年書上由緒書』で、「正格の通詞」として成立した家の系譜に、内通詞小頭から、「平日出島出入」を経て、稽古通詞となり、正格の通詞家として成立したものが、3家みえている²⁶⁾。

⑤ 其他

以上のほかにも、特別のチャンスに恵まれることがあったかもしれない。例えば、江戸参礼に随行するとか、臨時の来航・米朝の際に、チャンスをつかむといったことなどあったかもしれないが、いまはこれ以上探らない。

内通詞層の場合、職階上進、ひいては語学力上進といった観点からいって、出島に出入して、語学力をつけ、稽古通詞に任命され、「正格の通詞」になることに目標があった、といった方がいいができる。従って稽古通詞任命以後の語学学習については、さきに述べた稽古通詞の

場合に準じて理解することができる。

(3) 結び—長崎蘭学の学習の型—

以上によって我々は、仮に、通詞家ないし西洋語とは全く関係のない日本人が、機会に恵まれて、内通詞となり、内通詞小頭となり、稽古通詞、小通詞、大通詞、通詞日付へと、親子何代かを通じて上進してゆくことが可能であったとして、その場合の様相を、従ってまた観点をかえれば、語学知識・能力において上進してゆく場合の様相を、極めて大まかな、アウト・ラインのみにすぎないとしても、知ることができたことになる。

我々は、鎖国から、1770年代頃までに於いて、このことを探ってきた。こうして出来上っていた1770年代の、通詞社会について、ツンベルグ(1775年4月来朝)は、みずからの経験と理解に基づいて、その『日本紀行』の中に書いている。すでに引用したものと重複する部分、あるいは誤解ではないかと思われる部分もあるが、当時の通詞一般について、実態の一端を窺えるので、次にひくことにする。

「通訳は凡て日本人でかなりよく和蘭語を喋る。日本政府は出来る限り欧州人が日本語を覚へることを妨げてゐる。それは欧州人には日本のことを直接知らせまいとするのである。政府は四十名乃至五十名の通訳を抱えてゐて、商館内に於て、又商事に於いて、和蘭人の用をさせる。

通訳には通常三階級ある。第一級は一番よく和蘭語を話すものである。一等通訳【大通辞】といふ肩書を持ってゐる。これより今少し下手なものは第二級をなし、助通訳【本通辞】の肩書を有してゐる。第三級は練習生【稽古通辞】である。練習生は以前は和蘭人の許に入り、和蘭の医者がこれに教授してゐたのである。今日では一等通訳の許に習ひに行くのである。以前は好きな時に商館に来られて、和蘭人の部屋に入れたのであるが、最早用のある日以外には来られなくなった。それもオトナ^{Otolona}【与力の類か】が一人か二人、きつとついて来る。筆生が、舟なり或は出島の学校²⁷⁾なり、常に通訳について来て、船に積せたり卸したりするものを凡て書きとめ、或は旅券を査証したりなぞする。通訳は順送りに昇進する。そして通訳以外の仕事は決してさせられない。各階級の通訳が一人か二人宛、日本人と和蘭人の間になされる、政治的商業的談判に際して必ず臨席する。外国の役人が日本政府に呈したい要求又は陳情を、通訳は口頭で通弁し、或は文筆により訳述する。通訳は船又は商館で検査する時

に必ず列席し、また幕府に派遣される使節に随行しなければならない。

年をとった通訳はかなり正しい和蘭語を話すものが多い。然しその語は欧州で話されるものとは、文章の構造に於いて、又発想法に於いて、非常に違ってゐて、時には想像以外の可笑しい言葉や奇妙な云ひ廻しをすることがある。なかには全然和蘭語をよく了解してゐないものすらある²⁸⁾。通訳は、日本語を書く時に使ふ筆で、和蘭語を欧州流に左から右に常用の紙に書いて行く。その書体は傾斜体で、極く読みよく、極めて美しい。

通訳の欧州の書籍を恋しがる心は非常に強い。そして印度から新たに来た商人の誰れかから書籍を得たいと、常に努力を吝しまない。彼等はこの書籍を非常に深い注意を以って学び、習ひ覚えたことは凡て忠実に記憶してゐる。余り欧州人に対する何か新知識を得たいと云ふ要求の激しい為めに時によると執拗になることがある。会話を交へても、結局物理学医学博物学に関する絶間なき質問の連続となるのである。終には我慢しきれなくなる。世界中で一番人がよく、又一番物識りの人の学識も尽きてしまふだろうと思ふ。然しいくら執拗でも、その好奇心の動機を善意に解釈してやることは出来る。

通訳は大部分医学の研究に没頭してゐる。恐らく欧州式によって医学を実施しうるのは、この国民のうちで彼等だけであらう。そうして彼等は欧州人が用ひる治療法を自分のものにしてゐる。彼等はこれを和蘭の医者から学ぶのである。彼等にとってこの業は、名を高め、産をなすに最もよき方法なのである。」(山田珠樹訳註『ツンベルグ日本紀行』pp.36~39)

これが、1770年代の長崎の通詞社会の一現状であった。

すでにみてきたように、成立してくる通詞の階級が、そのまま、通詞の語学学習の形式的段階ともなった一方で、わずかずつの経験と知識の積み重ねによるにしろ、語学学習の方法・順序に関しても、なんらかの形ができあがって当然である。このこととかかわって、後の所謂「江戸蘭学」の発展の大きな貢献者である大槻玄沢は、1788年刊²⁹⁾の『蘭学階梯(下)』の「修学」の章で、自分たち通詞でない一般の洋学者の語学学習と対比させて、長崎の通詞たちの語学学習に関して、次のように書いている。

(長崎通訳家の修学の方法は、…田中註)「彼方(西洋のこと…田中註)にて小児に教る書に、アベブッ

ク、レットルコンスト等の書あり、大抵此等の教へ方なり、長崎の訳家、業を受くるの初め、皆先づ此の文字の読法、書法、并に綴りよう、読みようを合点して、後はサーメンスブラーカとて、平常の談話を集たる書ありて、これを云ひ習はずなり、是其通弁を習ふの始めにして、訳家の先務とする所なり、是を理会して後は、ラップステルレンとて、其文章を書き習ひ、先輩に問ひ、朋友に索め、或は和蘭人にも正し、其功を積て合点するときは、自在に通訳もなるなり右の階級を歴て学ぶは、本式の教へようなれども、長崎にあらざしては成り難きことなり(略)」（『文明源流叢書、第一』大正2, p.236）

1775(安永5)年、前野良沢、杉田玄白、中川淳庵、桂川甫周らの辛苦の末、『解体新書』が翻訳・刊行の運びとなる。上述の大槻玄沢は、この玄白、良沢の弟子である。彼らを、勃興の大なる起動力として、江戸蘭学、ひいては洋学が、大いに発展を遂げることになる。その模様は、『蘭学事始』に詳しいが、鎖国以来、洋学移入の為の絶対必須の条件である西洋語の知識・能力の、維持・蓄積に、正当な位置にあって、あざかった「阿蘭陀通詞」の存在を抜きにして、この翻訳が成就されえたかは、甚だ疑問である。その意味で、「阿蘭陀通詞」が、我国文化史上に果たした役割は、それなりに評価されるべきであろう。

(註)

- 1) Karl Peter Thunberg. ツンベルグ(又はトウンベリ一、或ひはツンベルヒともいふ)は瑞典国植物学の大家リンネ(Carl von Linné)の高弟、ウプサラ大学にて医学を修め、巴里に到りて解剖学及び外科学を修め、動植物研究のため1774年、和蘭の東印度会社の医員となり、翌年、日本に来る。在留一年四ヶ月、其の間、日本人門弟の吉雄耕牛・桂川甫周・中川淳庵・渋川図書・佐佐木次郎に対して医学の外、動植物学、鉱物学、天文学、経済学などを伝えた外、日本植物を研究す。(『編年史』p.225)
- 2) Engelbert Kämpfer. 1651年、ドイツ、レムゴ(Lemgo)に生る。1674年、クラカウ大学にて、哲学、外国語、歴史、博物学などを修む。ここで、マギステルの学位(文学士)を得る。後、ケーニヒスベルグにて、医学、博物学(物産学)を修業す。また、薬学をも修む。1685年、和蘭東印度会社に雇はれ、船医となる。1690年、商館付医員として、日本に渡来。「病める日本人には医薬を与へて之を救ひ、物知りたがる人々には天文・数学・医学を教え、其他、交はりする人々には欧州之酒の幾多の豊富な種類を与へて感情を和らくる様心掛たり。之によって日本人より種々のことを伝へ聞き、当時外人の知得ざりし宗教・宮廷其他重要なことまでを知りたるが、殊に之を助けたるは彼に僕として仕へ彼より医学外科の教えを受けた年若き日本人なりき」こうして、

1692年、日本を去った。(以上、具秀三訳註『ケンペル江戸参府紀行(上)』〔異国叢書、第6巻〕所載の『ケンペル小伝』に拠る)

在日中、江戸随行2回。『日本志』『日本植物記図譜』『外国奇事』等を撰す。(以上、『編年史』に拠る。)

- 3) いわゆる日常の諸事・諸用のほかに、大名の出島、蘭船訪問や、蘭人の長崎市中遊歩(薬草採取)といったことも行われた。これらに際しての諸規定に関しては、『通航一覽巻之151』参照。この事例は、『日記』にみることができる。後者の例として、例えば、1649.3.9の記事に、「部下商館員八人が奉行の許可を得て、通詞二人、ボンジョイ二人と共に遊楽のため郊外に出た。外科医師も薬用の草根及び新薬採集のため同行し、採集した品を多く持帰った。」(1649.6.22, 1652.5.1, 1654.5.25にもみえている。)
 - 4) 貿易時期の業務規定に関しては、『通航一覽巻之151』や、『阿蘭陀通詞目付大小通詞並末席稽古通詞内通詞小頭筆者小使勘方帳』(1805〔文化2〕年差出)(渡辺文庫316—14—9, 県立長崎図書館蔵)に、窺うことができる。これらの史料には、貿易期以外の時期の業務についても窺うことができる。ついでに付記しておくが、『日記』は、ここに整理して掲げた1~8のすべてにわたる材料を提供してくれると思う。
 - 5) 例えば、『日記』、1652.11.29の記事に「安海の船が既に出帆の準備を終ったので、総督閣下とタイオワンの長官並びにファン・デル・ブルフ君宛の書翰とその日本語訳文に、通詞たちと予と署名したものを添えて喜右衛門殿に差出し、同船に托する許可を求めたところ、速やかに返されたので、通詞乙名たちの面前で封じた上、ジャンク船の長に渡し、安全に届け方を頼ませた」とあり、またツンベルグは、その『日本紀行』に、「欧州人は封をした手紙を受取ることは出来ない。手紙は凡て通訳が目を通さねばならぬ。通訳はなほ他の書類全部に目を通す義務を持ってゐる。基督教に関する書籍は厳重に禁ぜられてゐて、ことに絵入のものは喧しいが、欧州人を楽まさんがために或る数の書籍は許されてゐる。拉典語、伊太利語、瑞典語、独逸語の本は他の国語に比し容易に許される。それは、通訳はこれらの国語は読めないからである。」(『異国叢書』, pp. 31~32)と書いている。
 - 6) 「阿蘭陀風説書とは、長崎入津のオランダ船がもたらして幕府に呈上した海外情報」(板沢：交渉史, p.178)をいい、1641.7.24の『日記』の記事に、すでにこのことがみえる。(なお、五の(註3)の②, 参照)
 - 7) 具体的様子は、『日記』、各種の江戸参府紀行文(例えば、ケンペル、ツンベルグ、シーボルトなど)、『蘭学事始』などにかがうことができる。江戸滞在中の一例は、先にひいたツンベルグの『日本紀行』にみることができる。(本号, p.58参照)
 - 8) 『日記』・『通航一覽』参照。
 - 9) 例えば、大通詞西吉兵衛は、1656(明暦2)年、「甲斐庄喜衛門様御在勤之節南蛮文字之天文書和解被仰付吉兵衛南蛮文字を読長崎番者向井玄松和字を以て写之乾坤弁説と申倭書を翻訳仕送申候」(『明和8年書上由緒書』, 西吉郎平、書上分に拠る。)
- また、大通詞榊林春育(鎮山)は、1685(貞享2)年フランスの外科医A・パレ(Ambroise Paré)の著書の蘭訳本を得、商館付蘭医の助力をも経て、1706(宝永3)年、抄訳完成。『紅夷外科宗伝』(六巻三冊、有レ図)。(『編年史』, p.128, p.130, p.140)。但し、杉本編：科学史, p.220の記述に拠れば、「実際は同書の

翻訳でもなければ、その内容を忠実に紹介したものでもない」とある。

また、1725(享保10)年渡来の、オランダ乗馬師ケイゼル(11年間滞留)が、1729(享保14)年、二度目の参府に際し付添った大通詞今村市兵衛(英生)は、この時、「騎法・療法の書を翻訳すべしとの命」を受け、「市兵衛、蘭書に抱りて、『阿蘭陀馬書』(十五巻)を和解除す。蘭書の翻訳は、此の書を以て最先とすべし、又この時、通詞に命じて、『阿蘭陀本草』と『馬療法』とを訳せしむ。」(以上、『編年史』p.164)杉本編:科学史、p.222に拠れば、「オランダ人ケイゼル(H. J. Keijser)が幕命で、市兵衛に口述した知識を、かれが翻訳したもので、オランダ馬書そのものの翻訳ではない」とある。

其他、1697年以前に、本木良意によって試みられた『蘭全船内外分合図』(1772年刊)の翻訳について、杉本編:科学史、pp.220~221は、「翻訳がきわめて拙く、訳者が理解し兼ねるところは、漢方の理論で補うということさえやっている」と書いている。

いずれにしても、これら通詞をとっての語学学習のチャンスとしては、こうした機会が存立したことは確かである。

また、『蘭学事始』には、「昔、長崎にて西善三郎はマーリンの訳辞書を全部翻訳せんとして聞きしが、手はじめまでにて、事成らずと聞けり。明和安永の頃には、本木栄之進といふ人、一二の天文曆説の訳書ありとなり。その余は聞くところなし」(p.57)とある。

- 10) 『日本洋学編年史』を中心に、こういう事情で生じた学習チャンスの例を拾ってみる。

1. 1640(寛永17)年、「阿媽港より葡萄牙の使節ルイス・パエス・パチエコの一行七十四人、長崎に入港す。長崎奉行に書翰を提出して(中略)通商再開の諒解を求む」(p.88)
2. 1643(寛永20)年、「五月十二日、筑前四犬島(略)にジャング船一隻漂着す。船中に天主教の神父(略)、吉利支丹同宿のもの五人あり。孰れも(略)日本人に扮して潜入したるものなり」(p.92)
3. 同年「六月十四日、和蘭の金銀島探検船ブレスケンス(Breskens)号、奥州南部領の山田浦(釜石と宮古との中間)に漂着す」(p.93)、『日記』、『通航一覽巻之 251』参照)《この際の日本側の取扱のお礼として、後、特別の使節が来航す。1649年。p.99》
4. 1644(正保元)年、「異国船一隻、難破して薩摩国の桜島に漂着す」(p.95)
5. 1647(正保4)年、「六月廿四日、黒船二隻(葡萄牙の使節船サン・ジョアン号、サント・アンドレー号)長崎に入津し、使者の一人シケイラ・デ・ソンド、書を奉行に提出して通商交易を請ふ。(略)」(p.97)
6. 1661(寛文元)年、「六月九日、和蘭船スホラーフエランデ号は、明の鄭成功に台湾より逐はれたる和蘭人百七十余人を乗せて長崎に入港す」(p.108) (『通航一覽巻之 25』参照)
7. 1673(延宝元)年、「五月廿五日(陽曆六月十日)、英国の東印度会社の商船レターン(Return)号、長崎に来航す。(略)検使の臨検後、昔日の如く通商交易の許可を願ふため、英吉利国王の命を受けて来航せし旨を伝ふ」(p.118) (『通航一覽巻之 253』参照)
8. 同年、「七月五日(陽曆八月十六日)、英国のレターン号の僚船エキスペリメント(Experiment)号、和蘭国旗を掲げて長崎に入港す」(p.118)
9. 1685(貞享2)年、「六月二日、葡萄牙の商船サン

・パウロ(São paulo)号は、伊勢の漂民十二人を護送して阿媽港より長崎に入港す。(略)」(p.127)

10. 1708(宝永5)年8月28日(陽曆10月10日)、「羅馬法王の命によりて、天主教布宣」の為、イタリヤ人宣教師、ジョヴァンニ・バッティスタ・シドッチ(Giovanni Battista Sidotti)、大隅国屋久島より潜入。(p.141)
11. 1725(享保10)年、和蘭の乗馬師ケイゼル(Keijser)、長崎に渡来す。(西洋の乗馬術、馬療法を教示す。)(p.159, p.160) (1735年帰国)。(p.170) (1727年、1737年にも、オランダの馬術師が来朝して、馬術を伝授している。)(p.162, p.173)
12. 1747(延享4)年、「和蘭商船が漂流して、肥前平戸領の六島に着せりと伝ふ。長崎の和蘭小通詞西善三郎、官命により其の島に至りて蘭船を長崎に引戻す」(p.183) (『明和8年書上由緒書』、柄林重右衛門、書上分、参照)
13. 1771(明和8)年、「七月、ハンベンゴロウ、露国船に乗りて薩摩の大島に漂着し、長崎の和蘭甲比丹に宛てたる独逸文の書面を以て、露西亞の南下野心を我が官憲に報告せり」(p.216) (『ハンベンゴロウは日本流の名にて、和蘭稱のハン・ベニョウスキー [Von Benyowsky] の訛りなり。(略)』(p.216) (以上、1770年代を目途に、列挙した。))
- 11) 羅葡日対訳辞書の出版に関しては、文禄3(1594)年、吉利支丹版の『羅典葡葡牙日本対訳辞書』(一冊)が、天草にて出版されている。(『編年史』、p.30, p.33) 英生使用の辞書が、これであったかどうかは分らないが、「ラテン語辞書」の存在は、考えられないことではない。
- 12) 公の出仕命令は、必ずしも、この段階から始まるとは限らない。稽古通詞、ある場合には、いきなり、小通詞から始まることもあった。それなりに特殊な事情はあったにしても。
- 13) 『日記(今村)』の1695.9.26の記事に、「本日奉行は三名の稽古通詞を任命した。第一、森山多吉と称するは葡語に。此ものは前に通詞の助手を勤めてゐたが、去る二十二日此処で試験を受けたとき、読み書きには相当に熟練してゐた」(今村:祖英生、p.71)とあるが、「通詞の助手」となって、学習にはげむということもあったのかと思はれる。「由緒書」に、何度か出てくる「兼而稽古仕」ということの内容の一つは、こういうことなのかもしれない。
- 14) 今村明恒氏は、1891(文久元)年、今村忠太郎書上由緒書(今村:祖英生、所収、p.19)の今村市兵衛(源右衛門、英生)についての分、「嚴有院様御代元禄辰年父市左衛門内通詞小頭相勤候節同稽古士同八亥年稽古通詞罷成(略)」(p.19)のところが解して、「我家の由緒書には父市左衛門内通詞小頭在勤の頃から蘭語の口稽古をしたと認めてあるのみである。市左衛門の内通詞小頭勤務は天和元年に始まってゐるから、英生の蘭語会話稽古は彼が11才の頃から始まったとしてよいであろう」(p.96)として、「英生年譜」の1681(天和元)年、11才のところに、「此頃より荷蘭語会話を蘭人に就て学ぶ、長じて蘭館上席外科医方会計掛となり稽古通詞拜命に至るまで勤務(蘭誌一)」(p.24)と記されている。由緒書の「元禄辰年」(1688年、18才)という部分を、どう解されたのであろうか。オランダ人に雇われた時期にかかわって、『日記(今村)』のp.71所載では、「幼年時代から」とあり、p.24では、「長じて」と解されている。確たる根拠はないが、私は、この由緒書の記述を尊重し

て、(元禄元辰)年(英生, 18才), オランダ人の使用人となり、オランダ語の稽古をする、という風に解したい。

- 15) これは、既に、五の内の(1)の①に出した。なお、この命令が出された原因を、沼田次郎氏は、1673(延宝元)年5月、通商再開を求めて来航した英国商船「レターン号」事件に鑑みてであろう(『洋学伝来の歴史』, 昭35, p. 9)と推測されている。
- 16) 「口稽古」とすることが出来るかどうかかわからないが、一応、そう受取っておく。
- 17) E. ケンプセルは、稽古通詞について、次のように書いている。「毎日我島に來り(□和蘭語及び葡萄牙語を学習し、兼ねて)和蘭人・葡萄牙人等外人を取扱ふ作法技術を練習し学び得んとするにて。彼等はまた和蘭船の荷積・荷卸・水夫其他和蘭人の往來・発着・荷箱の検査等、種々の機会に於て探偵人として、又監督人として用ひらる。」(貞秀三訳註『ケンプセル江戸参府紀行(下)』, 異国叢書, pp. 398~399)(本研究(中), p. 62 参照)
- 18) このことは、稽古通詞の、第一線とかわる業務に関係してくるわけであるが、その具体的な様子は、『通航一覽卷之 151』及び、『阿蘭陀通詞目付大小通詞並末席稽古通詞内通詞小頭筆者小使勤方帳』(文化二年差出)(前出)を参照されたい。
- 19) 『日記(板沢)』にみえる其他の稽古通詞の名を、本文に引いた以外に掲示されているものを、以下に転記しておく。
- 1706(宝永3). 1. 26: 「通詞異動あり。(中略)稽古通詞中山喜右衛門らの名が見える」
- 1711(正徳元): 「稽古通詞故大通詞岩瀬孫兵衛の子孫助らが見える」
- 1747(延享4): 「新稽古通詞 Chisokij Goenda(志筑か)らが見える」
- 1787(天明7). 4. 27: 「西吉太郎 稽古通詞となる」
- (以上すべて、板沢: 交渉史, pp. 170~171)
- 20) Gimpoは、西玄甫, Gimpoの子息は、助次郎のこと。(板沢: 交渉史, p. 134, p. 170に拠る)
- 21) 同じものかと思われるが、板沢: 二三の問題, p. 25 には、「1743年(寛保三年)11月16日 Scsemon の息子 Motogi taroemon といふ青年が奉行の名を以て motogi Nidayo を通じて来島オランダ語の稽古をはじめたことが見える」とある。
- なお、これは、稽古通詞で、本木太郎右衛門である。(渡辺庫輔: 崎陽論叢, p. 202, 参照)
- 22) 「○『和解』はヤワラゲとよむべし。和蘭語を日本語に移すことをクチヤワラゲ(口和げ)と云ふ。和解とは其の上略なり。後世は音読してワゲを通用とすれど、ヤワラゲを正しき呼称となす。」(『編年史』pp. 115~116)
- 23) 横文字学習が、『蘭学事始』に書かれているよりずっと以前から、確かに行われていたという見解は、いまや定説となっているが、蘭日対訳辞書の出現が、ずっと遅れるということはどういう訳であろうか。簡単な、手づくりのものもなかったのか。現存しないだけ、あるいは未発見のせいなのであろうか。
- 「同業初生徒」の為の対訳辞書の試みは、さすがに西善三郎が、1750年代にはじめている。そして、これが、今日までのところこうした試みについて知られている最も早いものである。但し、これも完成どころか、手をつけた程度で終わっている。『蘭学事始』にも少し触れられ

ていることは、さきにもみた。もすこし詳しい事情を、大槻文彦「和蘭字典典の訳述起原」(『史学雑誌』, 第9編第3号, 明治31. 3. 10) にみることができるので、これを引いておく。

「対訳辞書の始めて成りしを『法爾末和解』とす、寛政八年稲村三伯の集成せしものなり(中略)此人の辞書を作りし願末は本書の序に委し、此序文は文彦が伝家の本書に存せるのみにて世の伝写本には無かるべしと思へば全文を左に挙ぐ世に伝はらむことを欲してなり、

先是三十年所長崎の和蘭訳司西善三郎といふ人同業初生徒の為に「マールン」の言辭書を解釈せんとし、稿を起してこれを果さず、其A B 二三韻語言語を訳せしものを見たり、後我良沢前野先生も亦徒弟蒙生のために此訳書の書思未通として西氏の訳を撰んとして尚未業を卒へず(後略)」(p. 13)(註: 併せて、板沢: 二三の問題, pp. 25~26も参照)

- 24) 特に、「内通詞小頭」の業務をうかがえるものとしては、『通航一覽卷之 151』、『阿蘭陀通詞目付大小通詞並末席稽古通詞内通詞小頭筆者小使勤方帳』(文化二年差出)参照。
- 25) 文化元(1861)年, 今村忠太郎書上, 由緒書, 及び『日記(今村)』(1695. 9. 26)(今村: 祖英生, p. 19及びp. 71)
- 26) ○1708: 「一 父善右衛門儀宝永元申年(略)内通詞小頭被仰付相勤居申候処 同五子(1708…田中註)年(略)薩摩之国屋久島江漂米仕候異国人御当地江差送候節南蛮話通弁之者御吟味被遊候節右通達人数之内被召出其節 出島平日出入御赦免被遊候(略)
- 一 享保六丑年(略)稽古通詞格=被仰付(略)
- 一 享保九辰年(略)稽古通詞被仰付(西敬右衛門, 背上分)
- 1708: 「一 祖父七郎左衛門儀(略)元禄十三辰(略)内通詞小頭被仰付(宝が正しい…田中註)永五子(1708…田中註)年(略)薩摩国屋久島江漂米仕候異国人御当地江被差越候節南蛮話通弁居申候者御吟味被遊候節通達人数之内=被召出其節 出島平日出入御赦免被遊享保(略)六丑年(略)稽古通詞同格被仰付(略)同九辰年(略)稽古通詞被仰付(茂節左衛門, 書上)
- 1722: 「祖父堀元右衛門(略)養父堀太左衛門ヲ養子=奉願御赦免之上享保七寅(1722)年内通詞小頭見習被仰付出島出入阿蘭陀詞稽古仕毎度江府参勤之阿蘭陀人江附添十三ヶ年参府仕候(この時馬乗蘭人ケイゼル米朝。これにかかわる御用を無事つとめ褒美を貰う。また…田中, 要約)江戸表首尾能相勤候儀ヲ以稽古通詞被仰付(堀儀左衛門, 書上)
- 以上の外、『通航一覽卷之 148』にも、
- 1729. 6. 22: 「内通詞小頭稽部藤治兵衛, 松村又兵衛, 塩屋五左衛門, 出島江毎日出入被仰付」とある。
- 27) 「通訳はこの島(出島のこと…田中註)のうちに大きな家を持つてゐる。これを通訳学校と云ふ。会社の船が荷物の積卸をしてゐる間は、かなりの人数の通訳がここにゐるが、出帆後は毎日二・三名より外は来ない。そして午後はかなり早い時刻に交代する。これは夜にならないうちに家に帰れるやうにするためである。」(山田訳註『ツンベルグ日本紀行』, p. 67)
- なおケンプセルの『江戸参府紀行(下)』(p. 343の第13図)には、出島内の家屋の地図があり、通詞用家屋一棟も図示されている。

- 28) ケンペルは、『江戸参府紀行(下)』(p.204)に、「外人との貿易商業に便利なるのため將軍は一団の通詞を置き、年毎に給金を授けて、和蘭語・葡萄牙語・東京語・暹羅語・三つの支那語・其他猶ほ数個の国語を通訳せしむ。此人々は概して頗る無学(□不熟練)にして、他国語(□の性質と成立とに意を留めず)数個国語を取混せて、日本語の常例に準じて発音し得るのみにて(□多くは語格滅裂して其用に適せず)彼らと会談するには、更に又別の通詞を要する程に理解し難きものなり」と書いている。
- 29) 「上下二巻、天明3年9月(1783)支沢27才の時に稿は一応完成していたが、天明8年3月(1788)刊。オランダ語学習の入門書」。
- なお、支沢の長崎遊学は、1785年から1786年にかけての、5ヶ月であり、長崎の通詞の下で語学修業をしている。(緒方富雄校註『蘭学事始』、岩波文庫、p.96の註)

六 結 語

1771(明和8)年に始まる『解体新書』の訳業は、西洋科学に対する学的志向に貫かれて、成就された。「阿蘭陀通詞」にとって残念なことには、この事業が、通詞仲間から果されなかつたことである。とはいえ、西洋科学理解の必要条件である西洋語理解能力の維持・蓄積は、鎖国を契機に、通詞のひとりよぐするところであった。こうした前提を一つの礎石として、『解体新書』翻訳・刊行という輝きき金字塔は、打ち建てられえたとはいえよう。

この翻訳事業が、洋学史上、一時期を画するものであったとはいえ、一役戦としての通詞戦の、徳川体制における業務は、間断なく引き続く。

その中で、語学教育に関しては、1796(寛政8)年2月、小通詞助以下の者に、「蛮書蛮語等の和解各其所業に従って課せら」⁷⁾れ、以後、毎年2月・6月・10月の3度、試験をする命令が出ている。また、1797(寛政9)年9月23日には、元阿蘭陀通詞の「吉雄幸作、楢林重兵衛、西吉兵衛」に、「御用蛮書の和解」及び「年少の通詞共への「蛮学指南」の命令が出されている⁸⁾。これとかかわって、さきに引いたツンベルグ(1775年来朝)は、稽古通詞が、「以前は和蘭人の許に入り、和蘭の医者がこれに教授してゐたのである。今日では一等通訳の許に習ひに行くのである。以前は好きな時に商館に来られて、和蘭人の部屋に入れたのであるが、最早用のある日以外には来られなくなった」(前掲)と書いている。はやく、1770年代に、あるいは、日本人だけの手による、ある程度の意識的通詞教育組織が、出来上っていたのかもしれないが、このことについては、よく分らな

い。目下、偶目に触れたこの種の日本側の記録としては、上記1797年の3人の元阿蘭陀通詞への「蛮学指南」命令が、最も早いものである。この命令を受けて、どういう教育が実現したか、詳にしない。

一方、阿蘭陀通詞たちの履習語学も、鎖国当初の、ポルトガル語中心から、18世紀へ進むにつれてオランダ語へと転換する。その間に、ラテン語履習が少し含まれるが、1760(宝暦10)年頃、本木栄之進(良永)は、蘭英対訳書によって英語研究に手を付け、後約50年を経た1808(文化5)年のフェートン号事件を契機に、英語の本格的な研究が始まる⁹⁾。この事件を契機に、1809(文化6)年、長崎の通詞に、英語と魯西亜語の兼学の命令が出ている¹⁰⁾。

魯西亜語については、1808(文化5)年、通詞馬場佐十郎は、江戸天文台に召出され、命によって、伊勢の深民光太夫に就き、魯西亜語を学び始めている⁶⁾。

仏蘭西語については、はやく、本木庄左衛門に、その志があり、独り研究を始めていたが、1808(文化5)年2月、甲比丹ドウフの指導で、「仏蘭西語を研究すべき事が命ぜられた」(古賀：長崎洋学史(上)、p.107)⁶⁾しかし、上記の魯・英語兼学命令により、一時閉却に付されていたが、1814(文化11)年、『諸厄利亜語林大成』の編修が成就し、英語研究が緒につくと同時に、再び熱心に行なわれることになる⁷⁾。

独逸語への関心も、通詞にかぎらず、洋学者の間にひろまっていった。通詞の中には、紅毛人に頼って、学習を試みたものもいた⁸⁾。ドイツ語の本格的な研究の動機となったのは、1865(慶応元)年以後プロシヤ側書翰は、ドイツ語のみにすることを規定した1860(万延元)年の日普条約の締結である。外交上の要請に備えるべく、蕃書調所教授市川兼恭によって、ドイツ語の本格的な学習が始まった⁹⁾。

以上のように、通詞履習の語学の種類もその数を増してゆく。

では、江戸で、学的志向に貫かれて果された洋学研究の勃興は、通詞世界にどのような影響を与えたであろうか。『蘭学事始』は、こう書いている。

「昔、長崎にて西善三郎はマーリンの辞釈書を全部翻訳せんと企てしと聞きしが、手はじめまでにて、事成らずと聞けり。明和安永の頃にや、本木栄之進といふ人、一二の天文曆説の訳書ありとなり。その余は聞くところなし。この人の弟子に志樂忠次郎といへる一訳士ありき。性多病にして早くその職を辞し、病を以て世人の交通を謝し、ひとり学んで専ら蘭書に耽り、群

籍に目をさらし、その中かの文科の書を講明したりとなり。文化の初年、吉雄六次郎、馬場千之助などいふ者、その門に入りて、かの属文、並びに文章法格等の要を伝へしとなり。この千之助は今佐十郎(貞由)と改名し、先年臨時の御川にて江戸に召し寄せられしが数年在留し、当時御家人に召し出され、永住の人となり、専ら蘭書和解の御川を勤め、この学を好めるもの、皆その読法を伝ふることとなれり。わが子弟孫子、その教へを受くることなれば、各々その真法を得て、正訳も成就すべし。さて、忠次郎は本邦和蘭通詞といへる名ありてより前後の一人なるべしとなり。若しこの人退隠せずして在職にてあらば、却ってかくまでには至らざるべきか。これ、或は江戸にてわが社の師友もなくして、推してかの国の書を読み出だせることのはじまりしに、かの人とも憤発せるのなすところかとも思はる。」(pp.57~58)

こうして、通詞の語学教育は、次第に組織化され、履習語学の数も増加してゆき、また、通詞仲間からも、卓越した洋学者が現われてくることにもなったのである。

一方、この時期には、通詞以外の日本人の語学力も、一般洋学私塾等を通じて、増進してゆく。また、時代の要請は、幕府にも、洋学研究の機関の設置をもたす。

オランダ天文書の研究に端を発して、幕府天文台の内に、「蕃書和解御用」という外国文書の翻訳の為の新しい部局が出来¹⁰⁾、長崎通詞の外に、江戸でも、外交文書翻訳のことにあたる御用所が設置されることになった。1811(文化8)年のことである¹¹⁾。ついで、1853(嘉永6)年の米国艦隊の来航を契機に、この外交文書の取扱・翻訳の規模を拡大強化した、独立の翻訳局が要請され、1855(安政2)年、天文台訳局が独立して「洋学所」に、翌年これを改め「蕃書調所」と称することにし、翌1857(安政4)年正月開校。翻訳・教育・洋学統制等のことを担当することになる¹²⁾。

さらに、諸藩においても、洋学の研究はさかんとなくなつてゆく。

こうした動きの中で、幕末・明治初年の対外政策の移行行きとともに、徳川幕府の鎖国政策に由来した「阿蘭陀通詞」は、時代の使命を終えて、消えてゆくこととなるわけである。

(註)

- 1) 「寛政八丙辰(1796…田中)年二月、唐紅毛小通詞助より以下の輩、於御役所家業直試の儀あり、詩作唐話或は小説等を読みしめ、蛮書蛮語等の和解各其所業に従て課せらる、自是年々二月、六月、十月三度宛直試可有之旨被命之」(『通航一覽巻之148』)
(『長崎年表』にも、この記事あり。)
- 2) 「同(寛政、1797…田中)九丁巳年九月廿三日、元紅毛通詞吉雄幸作、橋本重兵衛、西吉兵衛蛮学功者にて、御用蛮書の和解等相勤め、尚又年少の通詞共へ蛮学指南可致旨被命之、為手当三人扶持宛賜之」(『通航一覽巻之148』)
(『長崎年表』にも、この記事あり。)
なお、板沢：交渉史、p.172に、
「1791(寛政3年)、1.14吉雄幸作、橋本重兵衛、西吉兵衛罷免、これは前掲由緒書に見える蘭人呈出文書誤訳一件である。」
という『日記』の記事がある。この事件に関しては、渡辺庫輔：崎陽論攷、pp.35~37、参照。
また、『長崎年表』、1809(文化6)年の記事に、
「九月新ニ蛮学世話役ヲ置ク 蘭大通詞本木庄左衛門小通詞馬場為八郎末永甚左衛門同並岩瀬弥十郎同末席吉雄六次郎稽古通詞馬場佐十郎ヲ以テ之ニ充ツ」
とある。「蛮学世話役」が、具体的にどのようなことをするものであったかは、詳にしない。
(古賀：長崎洋学史(上)、p.194も参照)
- 3) 『編年史』、pp.195~196及び、沼田次郎『幕末洋学伝』、pp.201~202。
- 4) 古賀十二郎『長崎洋学史(上)』、p.194(詳しい)。
『長崎年表』、1809(文化6)年の記事に、
「二月(略) 蘭通詞六人ヲ撰ミ魯英兩國語ヲ学ハシム 後数人ヲ加フ」
「十月通詞一般蘭魯英國語ヲ兼学セシム」
とある。
- 5) 古賀：同上書、p.185。『編年史』、p.334。
- 6) 『編年史』、p.333。
- 7) 古賀：同上書、pp.107~108。
- 8) 古賀：同上書、及び、沼田：同上書。
- 9) 沼田：同上書、pp.229~230。
- 10) 沼田：洋学伝来の歴史、p.94、p.120。
- 11) 『編年史』、p.353。
- 12) 沼田：幕末洋学史、pp.55~65。